

品川区
次世代育成支援対策
推進行動計画

子どもが、人を、
地域をつなぎ、
子育ての楽しさを
ひろげる都市 まち 品川



平成 17 年 3 月



品川区

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の趣旨	2
2 法令等の根拠	3
3 計画の性格	3
4 計画の期間	4
5 計画の対象	4
第2章 子どもと家庭をとりまく環境の現状	5
1 少子化の進行	6
(1) 人口	6
(2) 出生の動向	9
(3) 婚姻の動向	10
2 家庭や地域の状況	11
(1) 世帯の動向	11
(2) 働く女性の状況	14
第3章 次世代育成支援の基本方向	17
1 次世代育成支援の基本的考え方	18
(1) すべての子どもと家庭を対象とした支援	18
(2) 男女共同しての子育ての促進	18
(3) 次代を担う健やかな子どもの育成	18
(4) 家庭や地域の子育て力の再構築	19
(5) 次代の親の育成	19
2 次世代育成支援の基本方向	20
(1) 基本理念	20
(2) 基本方針	20
(3) 基本目標	21
〈施策の体系〉	22
第4章 次世代育成支援の総合的展開	25
1 子育て応援品川プラン	26
(1) 子育て応援品川プランの基本的考え方	26
(2) 3つのプラン	26
2 次世代育成支援の総合的展開	30
(1) 安心できる出産と健康づくり	30
(2) 要支援児童への対応	35

(3) 安心して働ける子育て支援	40
(4) 子どもの心を育てる教育の充実	46
(5) 子どもの豊かな遊びと体験機会の充実	55
(6) 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備	59
(7) 地域における子育て家庭への支援	65
(8) 地域の子育て力を高める環境づくり	72

第5章 計画の推進のために

1 各主体の役割	76
(1) 家庭	76
(2) 保育園・幼稚園・学校	76
(3) 地域社会	76
(4) 団体	76
(5) 事業所	77
(6) 行政	77
2 計画の推進体制	78

資料編

第1章

計画の策定にあたって

1	策定の趣旨	2
2	法令等の根拠	3
3	計画の性格	3
4	計画の期間	4
5	計画の対象	4

1. 策定の趣旨

最近、少子社会という言葉を目にするようになりました。近年の核家族化の進行、都市化による近隣関係の希薄さ、就労環境の変化などを背景として、子どもと家庭を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。また、追い打ちを掛けるように、合計特殊出生率は一貫して低下傾向にあり、一層の少子化の進行は、今や看過しえない問題としてわが国の社会経済や社会保障制度に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

わけても、品川区においては、合計特殊出生率は全国平均や東京都平均を下回って推移しており、こうした下で、核家族化の増加や地域コミュニティの衰退等によって家庭の子育て力・地域における子育て支援機能は弱まる傾向にあります。また、大きな社会問題となっている子どもへの虐待は、子育ての孤立化や不安等の育児ストレスが根底にある場合が少なくありません。さらに、少子化が進行するにつれて、家庭内や地域での子ども同士の交流や遊びの機会が減少しており、子ども自身の「育ち」への影響が指摘されています。

このような少子化の流れを変えるため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体および企業には今後 10 年間に集中的・計画的な取り組みを推進するための指針となる「行動計画」の策定が位置づけられました。

品川区では、子育てと就労の両立支援として、特別保育事業の拡充を進めており、平成 14 年 9 月には保育園と幼稚園が連携した幼保一元化施設「二葉すこやか園」が開設したほか、平成 16 年 6 月には、NPO 法人が運営する同様の施設「ぷりすくーる西五反田」を開設しました。また、児童センターや学校等では、放課後の児童健全育成に取り組んでいます。また、すべての子育て家庭を対象にして平成 14 年 9 月に開設された「品川区立家庭あんしんセンター」では、相談事業や交流の場を通して、地域で楽しく子育てできる仕組みづくりを推進しています。

他方、健康面では、保健所・保健センターで妊娠前から母子の健康の保持増進や疾病等の予防・早期発見を目的とした各種健康診査や健康教育、保健指導や訪問指導等を実施し、その健やかな成長発達を支援しています。

さらに、青少年が地域でいきいきと生活できるよう、児童センターを中心に、居場所や仲間づくりのための人材育成や場の整備を推進しています。

この計画は、家庭、保育園や幼稚園、学校、地域社会、団体、企業、行政等が一体となって協力し、すべての子どもたちが、性、国籍、障害や疾病の有無、生まれた環境等にかかわらず、お互いを尊重しながら、未来に多様な可能性、夢を持ち続けることのできる社会づくりに向けて、次世代育成支援策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

また、これまで子育てと仕事を両立させるための施策の充実が求められてきましたが、今後は、男性を含めた働き方を子育てにふさわしいものに変えていくことも視野に入れています。

2. 法令等の根拠

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく法定計画であり、品川区の次世代育成支援策を総合的・計画的に進めるための指針となるものです。

また、本計画は『第三次品川区長期基本計画』における7つのプランのひとつである「子育ての楽しさをひろげる品川プラン」をさらに具体化した子ども家庭福祉分野の個別計画として位置づけられ、次世代育成支援策の目標量とその提供体制の計画的整備に向けての基本的な方向を明らかにしたものです。

3. 計画の性格

本計画は次のような性格を持っています。

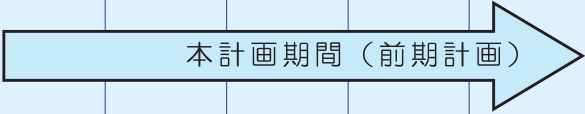
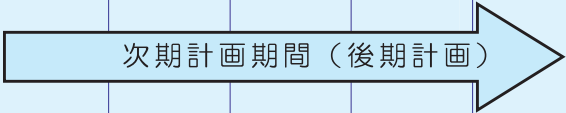
- この計画は、品川区の次世代育成支援のための目標であると同時に、すべての区民が家庭や学校、地域社会、団体、事業所、行政等が一体となって子育てや子どもの健全育成について論議を深め、取り組みを進めるための指針として位置づけられるものです。
- この計画は、上位計画である『第三次品川区長期基本計画』をはじめ、『総合実施計画』『品川区地域福祉計画』『区民健康づくりプラン品川』『男女共同参画社会をめざす第三次行動計画品川プラン』『教育改革プラン 21』などの関連する他の計画との整合性を図り策定しています。
- この計画は、安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが健やかに成長していける環境づくりを推進するため、「児童福祉法」「母子健康法」「児童虐待防止法」等の理念に基づき「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」「国際家族年」の趣旨等を踏まえ、子どもと家庭にかかわる施策を体系化し、福祉、保健・医療、教育、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的に展開を図るものです。

4. 計画の期間

この計画は、平成 17（2005）年度を初年度とし、平成 21（2009）年度までの5か年とします。

ただし、平成 21（2009）年度に見直しを行います。

■ 計画の期間

平成 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
 本計画期間（前期計画）									
					 次期計画期間（後期計画）				

5. 計画の対象

この計画の対象は、次世代育成支援という観点から 18 歳未満のすべての子どもとその家族およびこれから子どもを生み育てたいと考えている人たちを基本としています。

また、この計画では、親しみやすい言葉として、できる限り「子ども」という表現を使っています。

第2章

子どもと家庭をとりまく 環境の現状

1	少子化の進行	6
	(1) 人口	6
	(2) 出生の動向	9
	(3) 婚姻の動向	10
2	家庭や地域の状況	11
	(1) 世帯の動向	11
	(2) 働く女性の状況	14

1. 少子化の進行

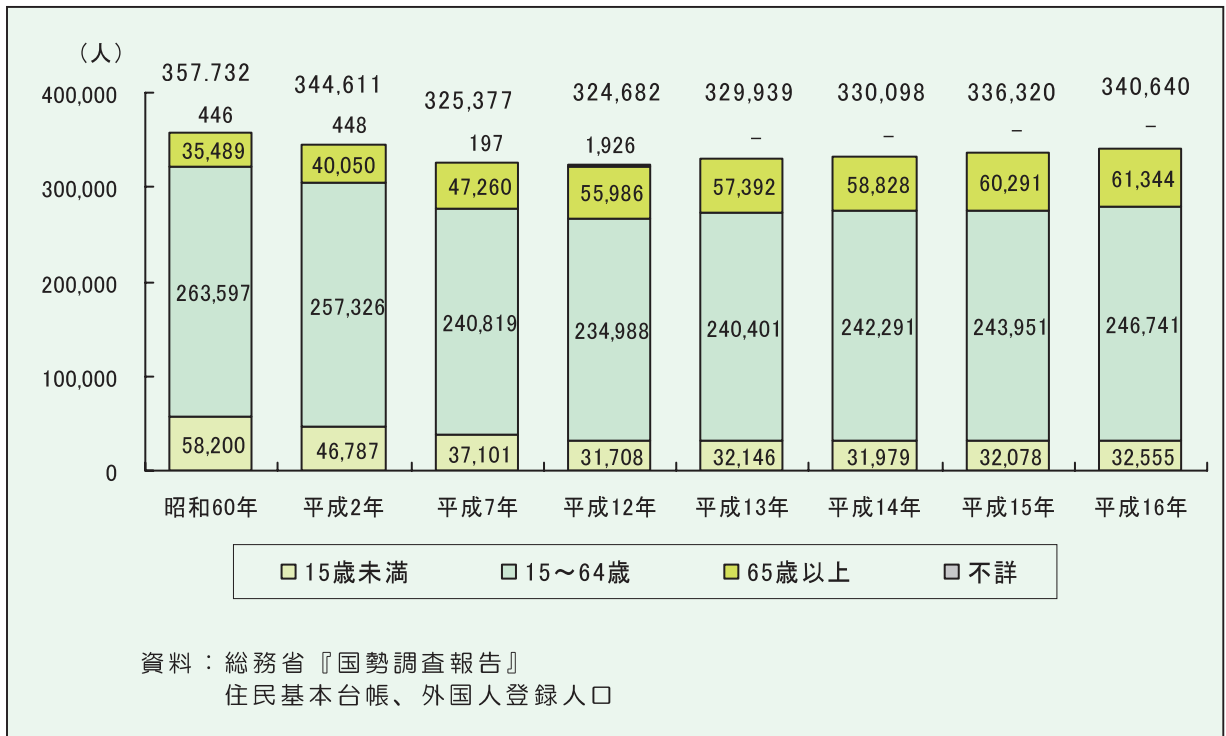
(1) 人口

① 人口・年齢3区分別人口

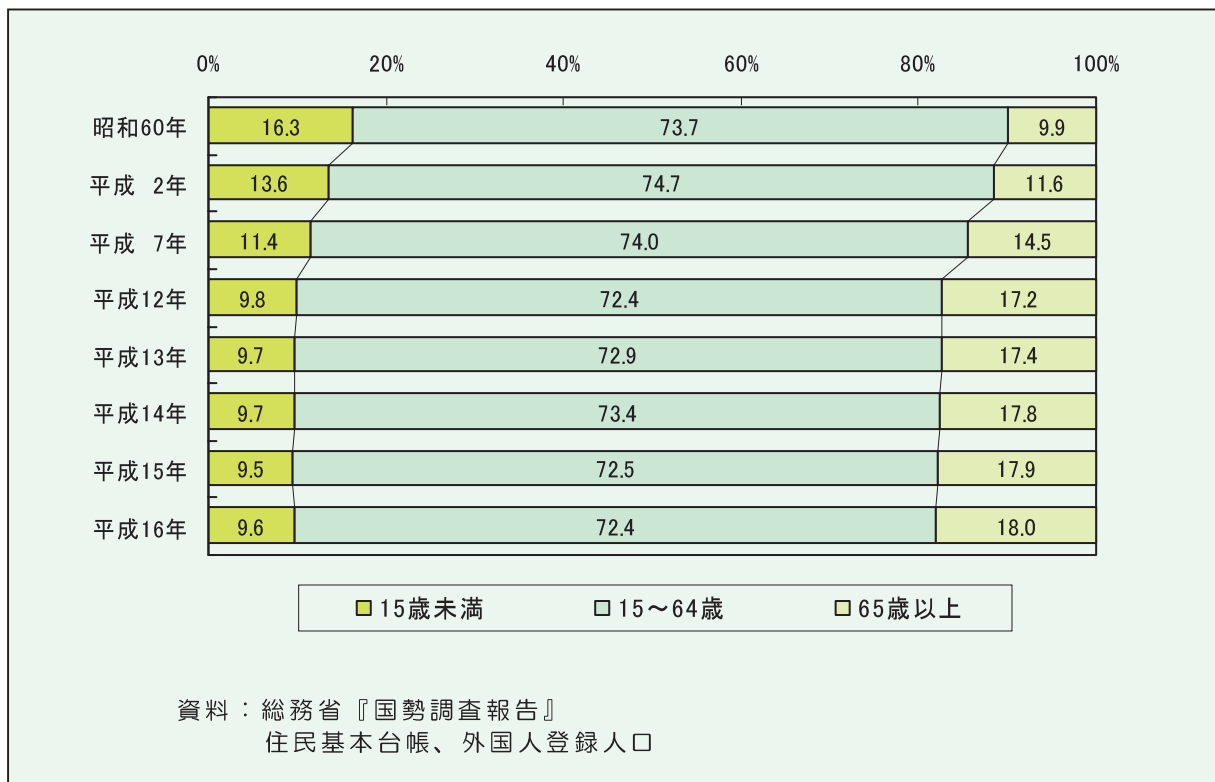
品川区の人口は、昭和 60 年から平成 12 年まで減少傾向にありましたが、平成 12 年を底に増加傾向に転じており、平成 16 年 10 月 1 日現在 340,640 人となっています。

年齢 3 区分別にみると、15 歳未満の年少人口は 32,555 人（総人口の 9.6%）、15 歳～64 歳までの生産年齢人口は 246,741 人（同 72.4%）、65 歳以上の老年人口は 61,344 人（同 18.0%）となっており、昭和 60 年以降の推移をみると、品川区においても少子高齢化が着実に進行しています。

■ 年齢 3 区分別人口の推移



■ 年齢3区分別人口構成の推移



■ コラム 少子化の経済的影響

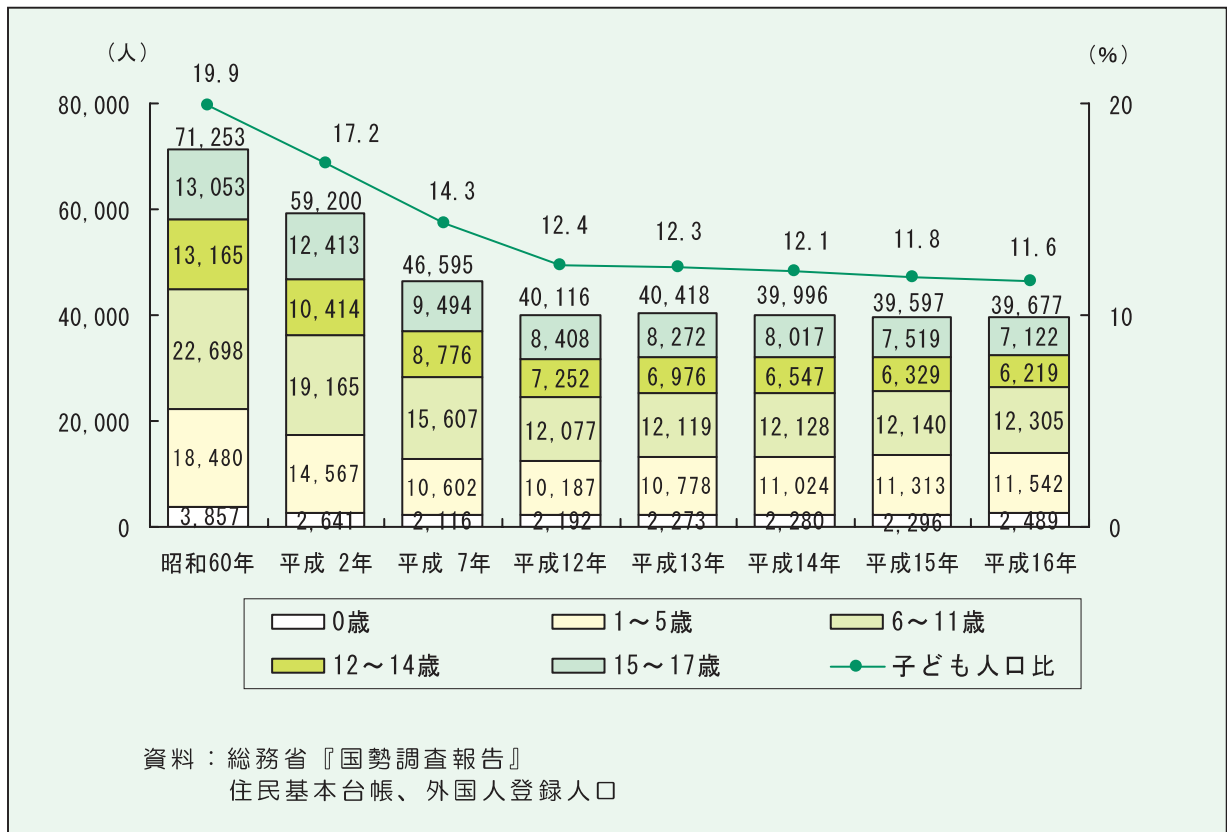
出生率の低下に伴う少子化は、人口構造にアンバランスを生じさせ、将来の社会保障負担の増加や労働力の減少による経済活力の減退などに影響を及ぼすことが懸念されています。

② 子どもの人口

18歳未満の子ども的人口は、少子化の進行とも相まって昭和60年以降減少傾向にあり、平成16年10月1日現在39,677人となっています。

総人口に対する子ども的人口の割合をみると、昭和60年以降一貫して低下しており、平成16年には11.6と約9人に1人が18歳未満の子どもという状況になっています。

■ 子どもの人口（18歳未満）の推移



■ コラム 子どもの人口の減少

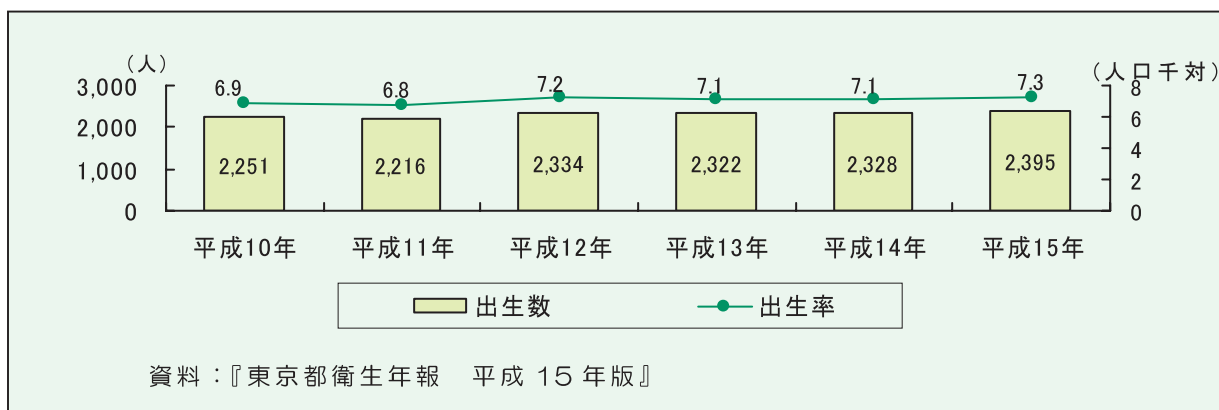
子どもの人口の減少は、子ども同士の交流の機会の減少や親の過干渉などにより、子どもの社会性や自主性などが育ちにくくなるなど、子どもの成長や発達にも大きな影響を及ぼすものとして懸念されています。

(2) 出生の動向

① 出生数・出生率

出生数についてみると、平成12年以降ほぼ横ばい状態で推移しており、平成15年には2,395人となっています。また、出生率についてもほぼ7台で推移しています。

■ 出生数の推移

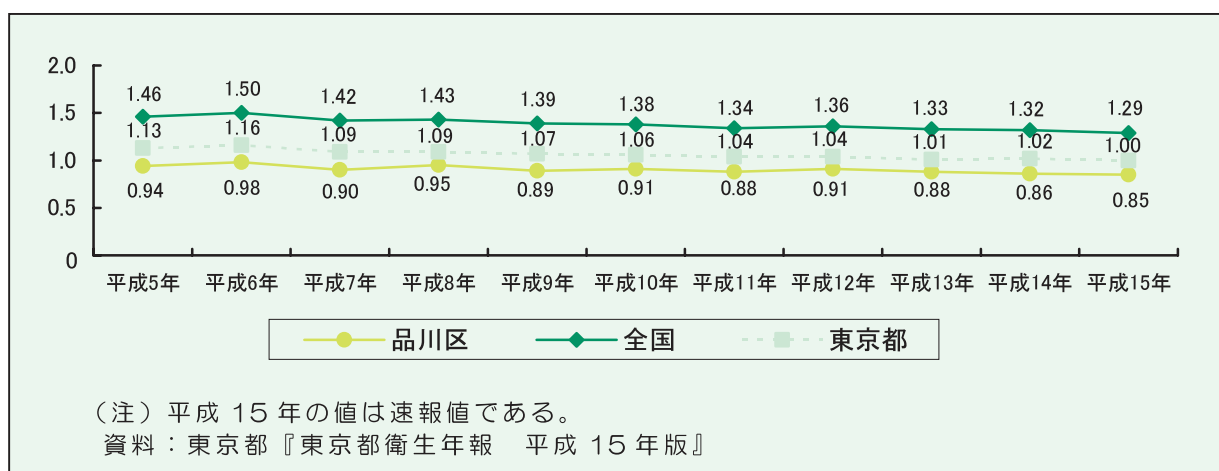


② 合計特殊出生率

合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む平均子ども数）は、平成5年以降ほぼ0.9で推移しています。

また、全国平均、東京都平均と比較してみると、全国的にも合計特殊出生率が低下傾向にある中で、品川区では、全国平均、東京都平均を下回って推移しています。

■ 合計特殊出生率の推移



■ コラム 合計特殊出生率

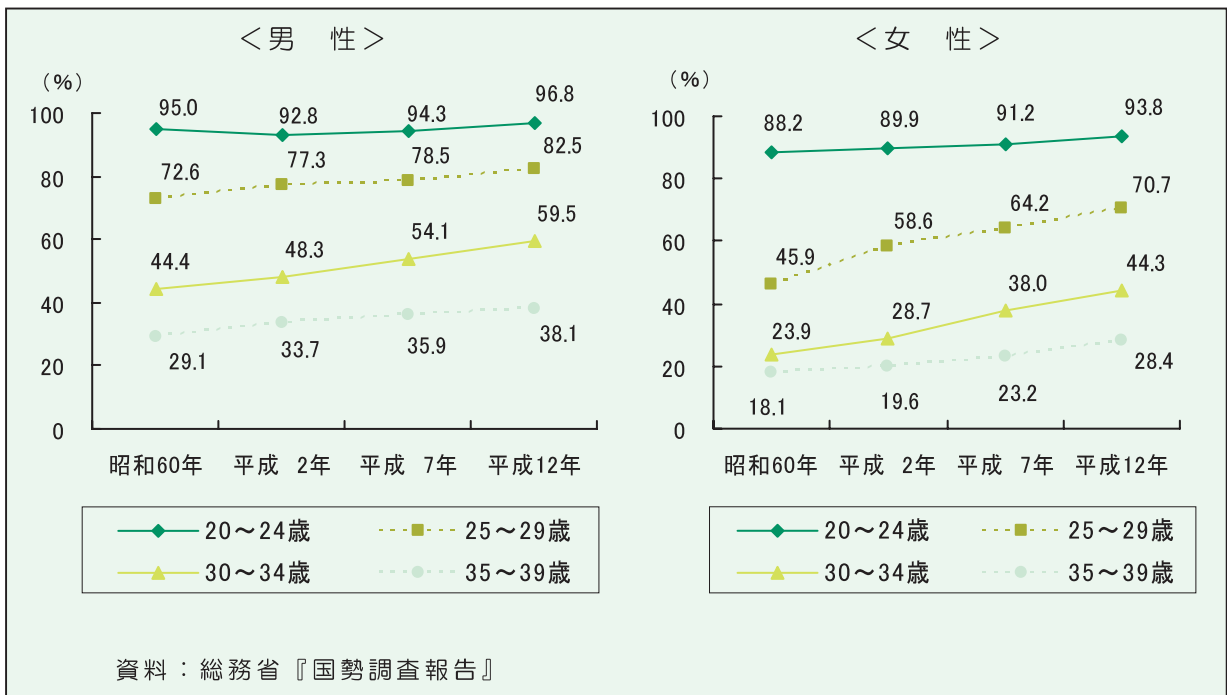
合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

(3) 婚姻の動向

① 未婚率

未婚率の推移をみると、男女とも 25～29 歳、30～34 歳を中心にして全体的に上昇していますが、特に、25～29 歳、30～34 歳の女性についてみると、昭和 60 年には 45.9%、23.9%であったものが、平成 12 年には 70.7%、44.3%に 24.8 ポイント～20.4 ポイント上昇しています。

■ 未婚率の推移



■ コラム 未婚率の上昇と晩婚化の進展

20～30 歳代の未婚率の上昇に伴い、男女ともに平均初婚年齢が上昇する晩婚化が進展しています。晩婚化は、出生年齢を引き上げることから、晩婚化の進展中は、出生率が低下する傾向にあります。

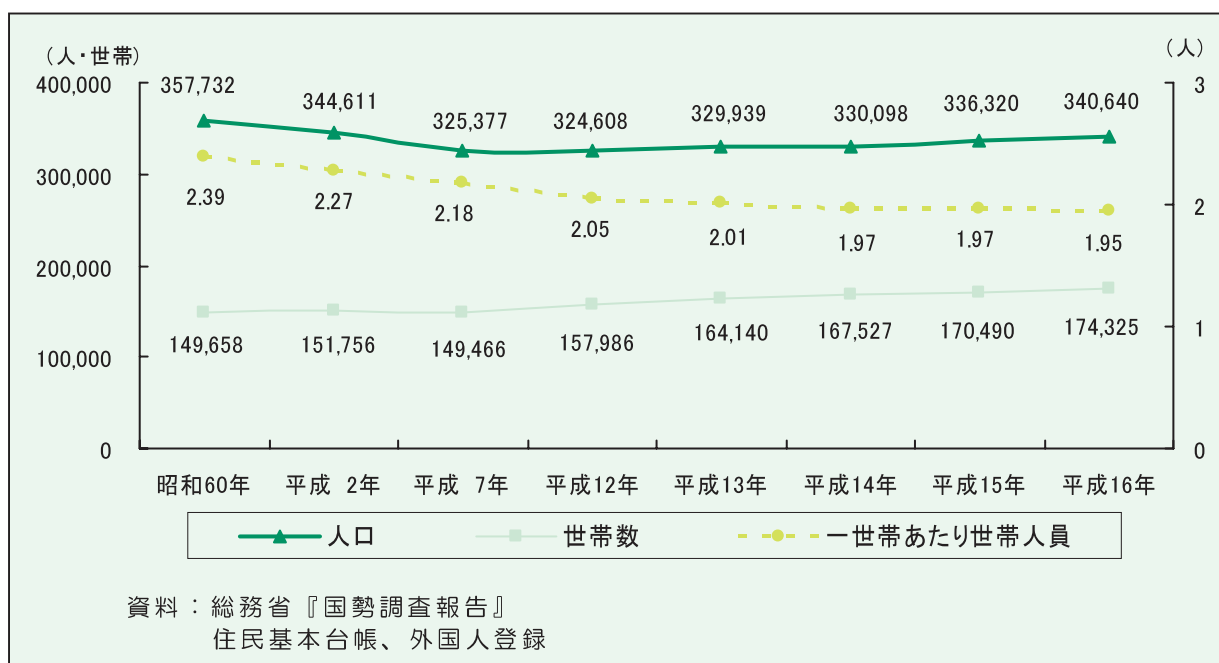
2. 家庭や地域の状況

(1) 世帯の動向

① 世帯数・一世帯あたり平均世帯人員

人口の伸びに伴いほぼ平行して一般世帯数も増加しており、平成16年10月1日現在174,325世帯となっています。しかし、人口を世帯で除した一世帯あたりの平均世帯人員は、昭和60年の2.39人から減少傾向にあり、平成16年には1.95人となっています。

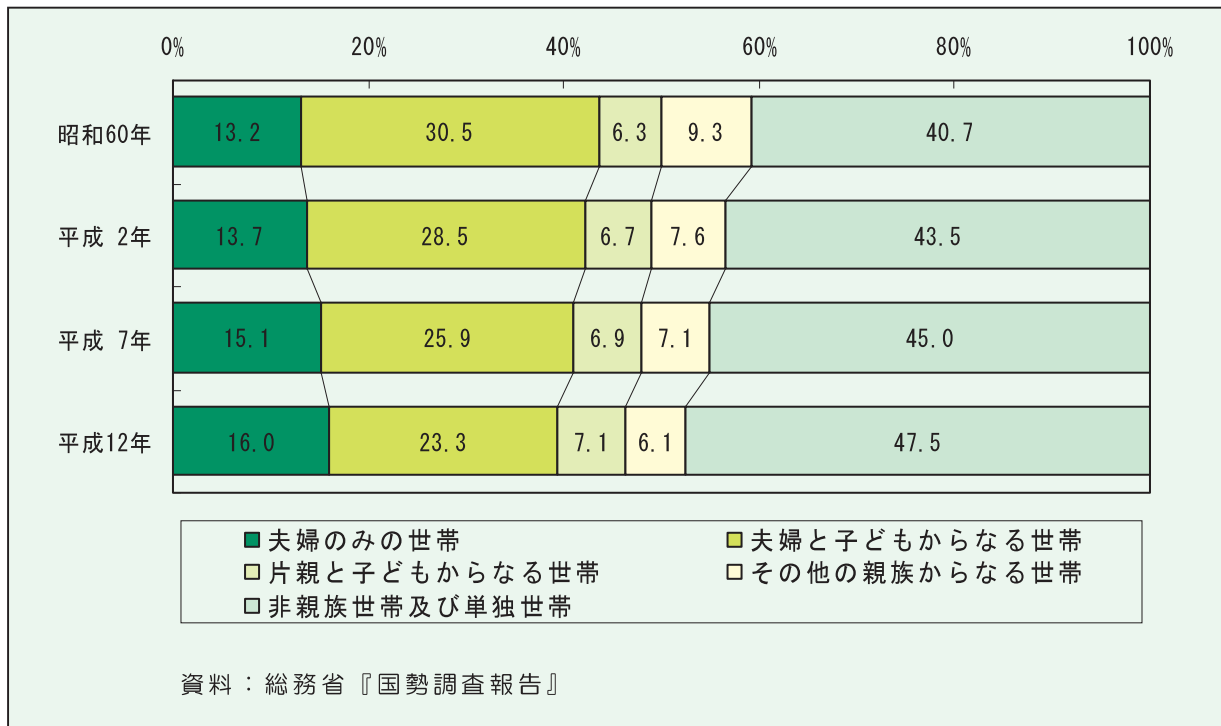
■ 人口・世帯数・一世帯あたり平均世帯人員の推移



② 家族類型

品川区における世帯数を家族類型別にみると、都市化や核家族化等により、夫婦のみの世帯、非親族世帯及び単独世帯の割合が年々上昇しており、昭和60年の13.2%、40.7%が平成12年には16.0%、47.5%にそれぞれ増加しています。

■ 家族類型別一般世帯割合の推移



■ コラム 標準世帯の減少

これまで「夫婦に子ども2人」という世帯が、わが国の標準的な世帯の姿として語られてきました。しかし、子どもの減少と相まって、「夫婦と子」の世帯の割合は今後とも低下することが見込まれており、従来の標準的な世帯の概念が薄らいできています。

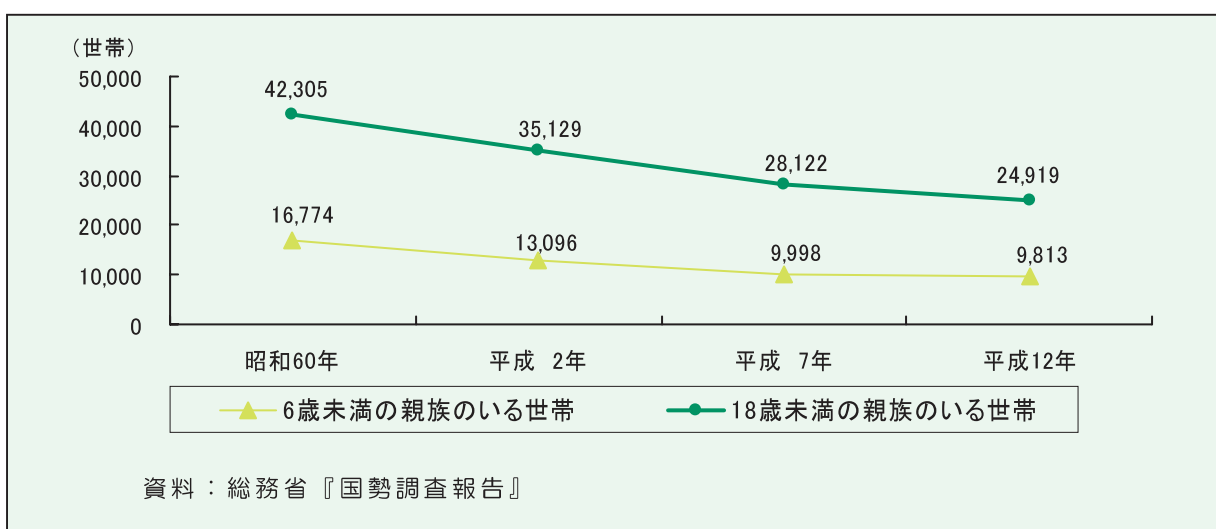
社会保障をはじめとしたわが国の経済社会システムは、「夫婦に子ども2人」という標準的な世帯を前提に、制度の設計や議論されていますが、単独世帯が多い将来の社会では、各種制度の設計にあたって、単独世帯をはじめ多様な世帯類型を視野において検討することが必要になっています。

③ 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数

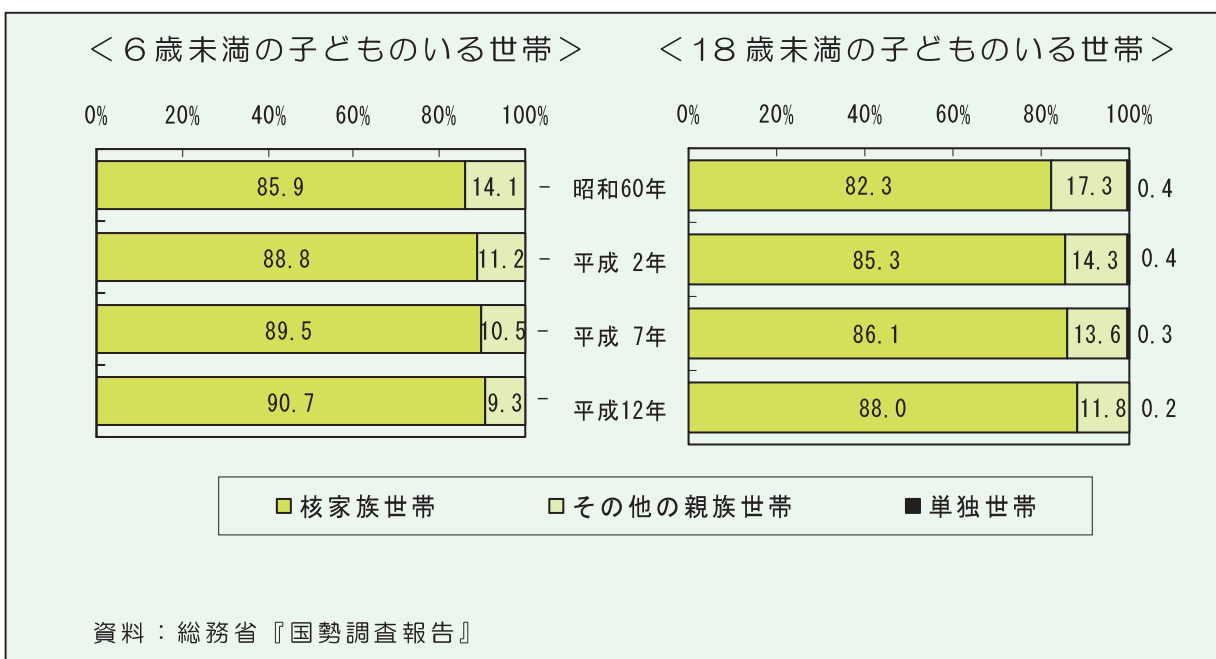
6歳未満、18歳未満の子どものいる世帯数についてみると、6歳未満、18歳未満の子どものいる世帯数とも、昭和60年以降減少傾向にあり、平成12年にはそれぞれ9,813世帯、24,919世帯となっています。

また、6歳未満、18歳未満の子どものいる世帯数を家族類型別にみると、いずれも核家族化が進んでおり、平成12年には6歳未満の子どものいる世帯数の90.7%、18歳未満の子どものいる世帯数の88.0%が核家族世帯（夫婦又はひとり親と子どものみの世帯）となっています。

■ 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移



■ 家族類型別6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯割合の推移

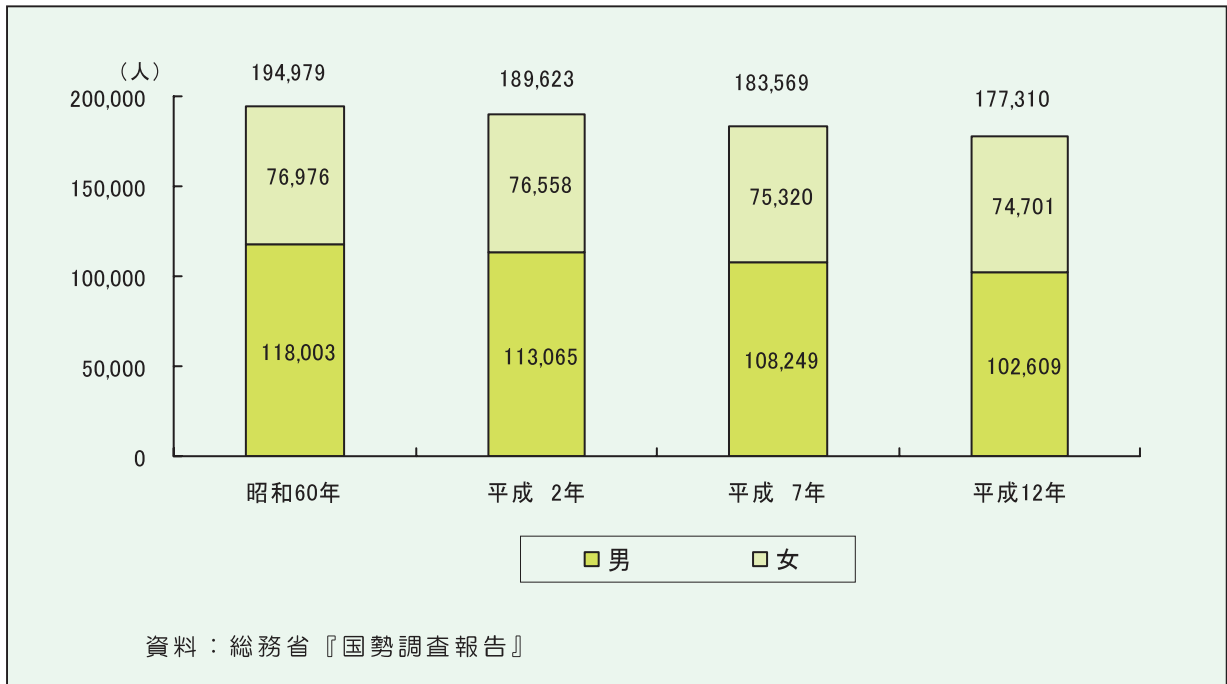


(2) 働く女性の状況

① 女性の就業者数

女性の就業者数は、平成12年10月1日現在74,701人を数え、就業者全体の42.1%を占めています。また、昭和60年と比べると、2,275人、3.0%減少しており、この間の男性就業者の減少率(13.0%)を10ポイント上回っています。

男女別就業者数の推移

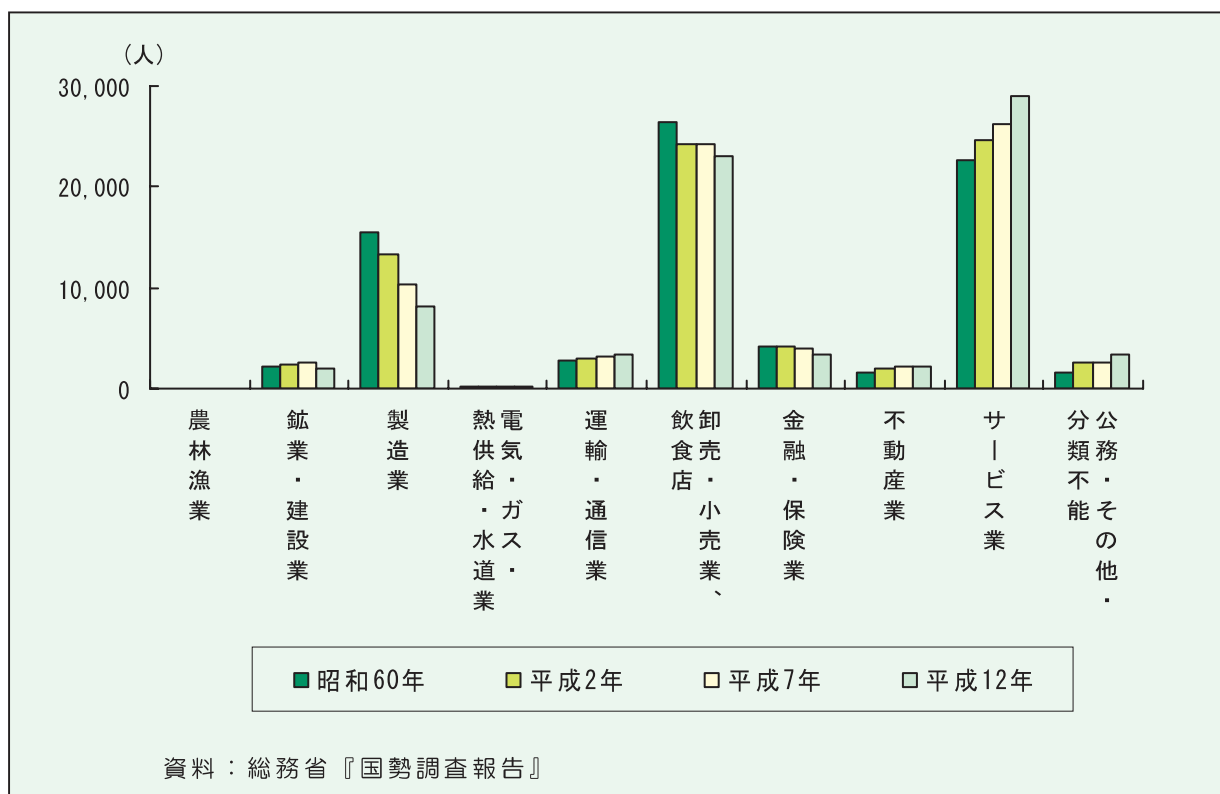


コラム 働く女性の増大

育児は、女性が主に担っている現状において、働く女性にとって、出産・育児と仕事との両立は大きな課題となっています。働く女性の増大を踏まえ、出産・育児と仕事との両立が可能となるように、子育て期において育児や仕事の負担の軽減を図るため、保育受入れ枠の拡大や多様な保育サービスの充実、さらには、育児休業の取得促進、勤務時間の短縮など子育てがしやすい就労環境づくりが必要になっています。

産業別に女性の就業状況をみると、昭和60年以降製造業や卸売・小売業、飲食店は減少傾向にあり、一方、サービス業において顕著な伸びを示しています。

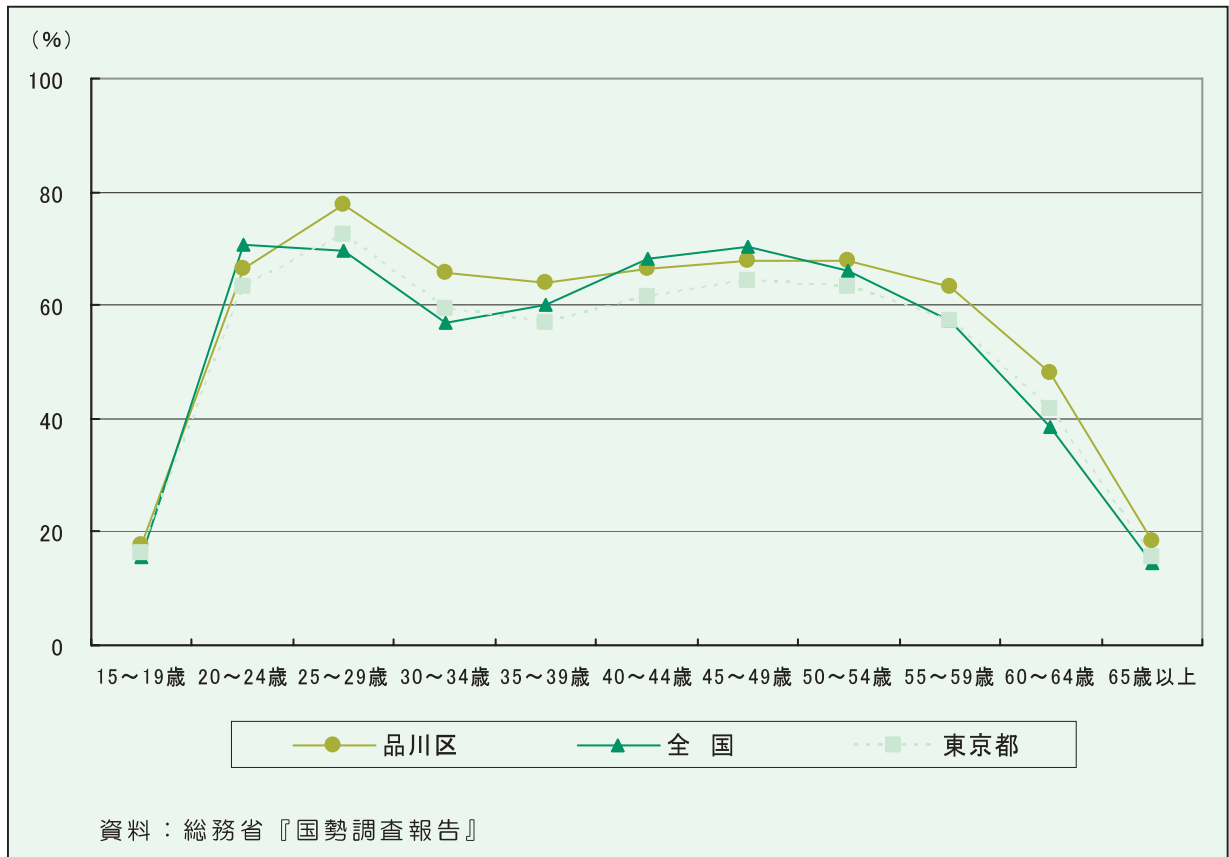
■ 業務別女性就業者数の推移



② 年齢別女性の労働力

女性の労働力率を年齢別にみると、M字型を示しているものの、品川区では、全国平均、東京都平均に比べて25～29歳、30～34歳及び55歳以上の労働力人口の割合が高いことが特徴となっています。このことは、これらの年齢層の未婚率の高さや結婚・出産後も働き続けている女性が多いことを示しています。

■ 年齢別女性労働力の現状（平成12年10月1日現在）



■ コラム M字曲線

女性の年齢別労働力率をグラフに表すと、20代前半でピークになった後、20代後半から30代前半にかけて結婚、出産のために低下し、その後再び上昇して40代後半にもう一度ピークを迎えます。このグラフの形がアルファベットの“M”に似ていることから、M字曲線またはM字カーブと呼ばれています。

第3章

次世代育成支援の基本方向

- 1 次世代育成支援の
基本的考え方 …………… 18
 - (1) すべての子どもと家庭を
対象とした支援 …… 18
 - (2) 男女共同しての
子育ての促進 …… 18
 - (3) 次代を担う健やかな
子どもの育成 …… 18
 - (4) 家庭や地域の子育て
力の再構築 …… 19
 - (5) 次代の親の育成 …… 19
- 2 次世代育成支援
の基本方向 …………… 20
 - (1) 基本理念 …………… 20
 - (2) 基本方針 …………… 20
 - (3) 基本目標 …………… 21

〈施策の体系〉 …………… 22

1. 次世代育成支援の基本的考え方

(1) すべての子どもと家庭を対象とした支援

児童福祉行政は、本来、児童憲章や児童福祉法にうたわれているとおり、すべての子どもの心身両面にわたる健全な育成を図ることにあります。品川区においても、これまですべての子どもとその家庭を対象に施策・事業を進めてきました。

近年の子どもを取り巻く環境が大きく変化している状況のもとで、次世代育成支援策の推進にあたっては、要支援児童や家庭に対して、きめ細かな施策を更に充実していくとともに、「児童の権利に関する条約」の精神を地域で実現するため、社会生活においてハンディキャップのある子どもたちをはじめ、すべての子どもの健全育成とすべての子育て家庭への必要な支援を行っていくことを基本に、ゆるぎない家庭づくりへと進めていく必要があります。

(2) 男女共同しての子育ての促進

これまでは、家庭における子育ての肉体的・精神的負担が主に母親に偏っており、子育てについて女性の負担は大きなものがあります。また、家庭は男女が共に担い、支えるものという意識を子どもたちに伝えるためにも、父母自らが子育てを平等に分担していくことが必要になってきています。

そのためには、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を変革するとともに、男性を含めたすべての人が仕事と生活時間のバランスがとれた働き方を選択できるよう「働き方」を見直し、男女が互いに尊重し合い、共に支え合うという男女共同の視点から次世代育成支援を進めていく必要があります。

(3) 次代を担う健やかな子どもの育成

最近、若年者の喫煙や飲酒、薬物乱用などの問題が顕在化し、自分だけでなく将来の子どもに影響を及ぼすような状況にあることから、家庭や学校との連携を強化し、思春期から心と身体の自己管理の大切さを知り、望ましい生活習慣を身に付けられるよう、より一層母子保健・思春期保健対策を充実する必要があります。

また、現在は情報の時代であり、子育てについてもさまざまな情報が氾濫しています。情報が多すぎることによりかえって混乱してしまったり、育児書どおりにいかないため悩んでしまう例もみられます。実践的で良質な情報を適切に提供することが必要です。

一方、子どもたちを取り巻く生活環境についても、経済力の向上などに伴い、物質的に豊かになっている反面、少子化、核家族化による小家族化は、子どもの成長に欠かすことのできない豊かな人間関係や地域の相互扶助機能の希薄化の要因ともなっています。

子どもの健やかな成長を促進するためには、子ども同士のさまざまな遊びや、自然や科学とのふれあい、文化・スポーツ活動等に日頃から親しみ、豊かな体験を重ねることが必

要です。

すべての子どもたちが健やかに成長することができるよう、子どもの遊びや体験、文化・スポーツ活動等を奨励するとともに、地域社会との関わりの中で、豊かな仲間づくりに貢献できるよう、さまざまな条件整備を進めていく必要があります。

（４）家庭や地域の子育て力の再構築

核家族化や夫婦共働き家庭の一般化などによる家庭環境の変化は、子育て中の親の不安感、負担感を生み出し、子どもの健やかな成長に対する悩みや不安は一層助長されているように感じられます。

家庭、学校、地域社会、事業所、行政等が相互に連携・協力しながら、子どもの健全育成と子育て環境の改善を図っていく必要があります。その場合、子どもの養育及び発達については、基本的には家庭が責任を持つとともに、必要な時に必要な支援が受けられるよう、地域社会全体でサポートしていけるような体制づくりに積極的に取り組み、家庭や地域の子育て力を再構築していく必要があります。

（５）次代の親の育成

家庭の教育力が低下し、子どもの問題行動の背景に親として育ちきれていない保護者の存在が指摘されています。都市化や核家族化が進んだ今日では、乳幼児と一度も接したことがない男女が親になることも珍しくありません。

今後の施策の展開にあたっては、次代の親となる中学生・高校生に対し次代の親の育成および人づくりという視点から、男女が共に子どもを育てることや家庭教育の意義を学び、実際に保育体験を通して若い子どもを慈しむ心を育むなど、母子保健サービスや学校教育における次代の親を育成する機会の拡充を図っていく必要があります。

また、保護者自身が子育てをしているという実感を味わうなかで、子育ての苦労や辛さを乗り越えて、子育ての中にある人間的な喜びや楽しさを見出し、親としての成長を遂げていく「親育ち」を支援する施策の充実を図る必要があります。

2. 次世代育成支援の基本方向

(1) 基本理念

子どもが、人を、地域をつなぎ、子育ての楽しさをひろげる都市 品川

明日を担う子どもたちの健やかな成長は、いつの時代でも変わらぬ私たちの願いです。

しかし、子どもたちをとりまく環境は大きく変化しています。物質的には豊かになったものの、核家族化や少子化の進行に伴い、子ども同士のふれあいが希薄になり、家庭の子育て力が低下していると言われていています。また、最近では、いじめや虐待、凶器を使っての犯罪など、子どもたちをめぐる問題も複雑化し、家庭や学校の中だけでは担いきれなくなっていることも事実です。

そこで、品川区では、こうした時代の流れを踏まえ、「子育ては第一義的責任は親にある」ということを前提に、安心して子どもを生み、育てることができ、保護者も子育ての楽しさを感じながら、子どもたちが健やかに成長することができる環境づくりに積極的に取り組んでいきます。

(2) 基本方針

「子どもが、人を、地域をつなぎ、子育ての楽しさをひろげる都市 品川」の実現に向けて、基本方針を次のように定めます。

■ 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

子育てに喜びや楽しさを感じ、安心して子どもを生み育てることができる環境や男女が共に子育てと仕事を両立できる環境の整備、子育てについての相談体制の整備等を進めます。

■ 子どもが明るくのびのび成長できる環境づくり

ゆとりある教育、遊び、あるいはさまざまな体験や交流を通して豊かな人間関係、自立や社会性を伸ばすことができるよう、子どもの視点に立って、子どもがのびのびと成長していける環境の整備等を進めます。

■ 子育てと子どもの成長を社会全体が協力し、応援する環境づくり

安心して子どもを生み育てることができる環境や次代を担う子どもたちが明るくのびのび成長できる環境の整備に向けて、社会全体が協力し、支援していくため、家庭はもとより、地域社会、学校、団体、事業所、行政等が連携を保ち、それぞれの役割を果たしながら協力し、子育てを支援する環境の整備を進めます。

(3) 基本目標

基本方針を具体化するため、次の8つを基本目標として位置づけ施策を推進します。

■ 安心できる出産と健康づくり

心身ともに健やかな子どもを生み育てられるよう、思春期から妊娠、出産、新生児、乳幼児期を通じて、一貫した体系のもとに母子保健対策や子どもの健康づくり、子どもの医療体制の充実を図り、疾病や障害の予防、早期発見・早期対応に努めます。

■ 要支援児童への対応

子どもたちの権利が尊重されるよう、子どもの人権についての普及・啓発を図るとともに、子どもへの虐待を防止するための活動の充実を図り、見守りのネットワークを構築します。

また、障害のある子どもの相談・療育体制の充実や援助を必要とする家庭に対する施策を推進し、軽度の発達障害を含めた子どもの保健と福祉の向上に努めます。

■ 安心して働ける子育て

男女が共に子育てに参加することができるよう、子どもを生み育てながら安心して働くことができる就労環境の整備や多様な保育サービスを充実し、子育てと仕事の両立支援に努めます。

■ 子どもの心を育てる教育の充実

一人ひとりの子どもの個性を大切にしながら、互いに思いやり、尊重する豊かな心を持ち、健やかに成長することができるよう、家庭や保育園、幼稚園、学校等を通しての教育の充実を図ります。

■ 子どもの豊かな遊びと体験機会の充実

すべての子どもたちが、その個性と豊かな可能性を最大限発揮し、健やかに成長することができるよう、子どもがいきいきと遊べる環境づくりや多様な体験の場と機会を提供し、子どもの健全育成に努めます。

■ 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

子どもを安心して生み育てることができるよう、子育てに配慮したゆとりある居住環境の整備や子育てにやさしい公共的施設などの整備を進めます。

また、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、地域ぐるみの取り組みを推進します。

■ 地域における子育て家庭への支援

子育てについて不安を持つ親や援助を必要とする家庭に対し、ニーズに応じた多様な支援策を身近なところで受けられるよう充実し、子育ての不安感や負担感の軽減に努めます。また、地域における子育て支援体制のシステムの整備を推進します。

■ 地域の子育て力を高める環境づくり

子育て家庭や子どもが地域で安心して暮らせるよう、地域での人と人とのつながりを大切に、地域社会全体で子育て・子育てとともに、親育ちを応援していけるような体制づくりを推進します。

また、区内の企業と連携して、職場における子育て支援を検討し推進します。

施 策 の

基本理念

子どもが、人を、
地域をつなぎ、
子育ての楽しさを
ひろげる都市 まち 品川

基本方針

安心して子どもを
生み育てることが
できる環境づくり

子どもが明るく
のびのび成長
できる環境づくり

子育てと子どもの成長を
社会全体が協力し、応援
する環境づくり

体系

基本目標

安心できる出産と健康づくり

要支援児童への対応

安心して働ける子育て支援

子どもの心を育てる教育の充実

子どもの豊かな遊びと体験
機会の充実

子どもと子育てにやさしい
地域環境の整備

地域における子育て家庭
への支援

地域の子育て力を高める
環境づくり

推進計画

母子保健・医療体制の充実
親と子の心身の健康づくり

児童虐待等防止対策の充実
ひとり親家庭への支援
障害のある子どもと家庭への支援

多様な保育サービスの充実
子育てがしやすい就労環境づくり
男女共同による子育ての促進

幼児教育の充実
学校教育の充実
家庭や地域の教育力の向上
親になるための学習環境の整備

子どもがいきいきと遊べる環境づくり
豊かな体験活動の充実
子どもの遊びと健全育成

子育てに配慮した住宅・住環境の整備
安心して子育てができるまちづくり
子どもの安全確保

地域における子育て家庭への支援
子育ての相談・情報提供体制の充実
子育ての経済的負担の軽減
孤立している子育て家庭への対応

地域における子育て支援のネットワークづくり
健やかに育つための地域活動の促進



第4章

次世代育成支援の 総合的展開

- 1 子育て応援品川プラン … 26
 - (1) 子育て応援品川プランの
基本的考え方 …… 26
 - (2) 3つのプラン …… 26
- 2 次世代育成支援の
総合的展開 …… 30
 - (1) 安心できる出産と
健康づくり …… 30
 - (2) 要支援児童への対応 … 35
 - (3) 安心して働ける
子育て支援 …… 40
 - (4) 子どもの心を育てる
教育の充実 …… 46
 - (5) 子どもの豊かな遊びと
体験機会の充実 …… 55
 - (6) 子どもと子育てにやさしい
地域環境の整備 …… 59
 - (7) 地域における子育て
家庭への支援 …… 65
 - (8) 地域の子育て力を
高める環境づくり … 72

1. 子育て応援品川プラン

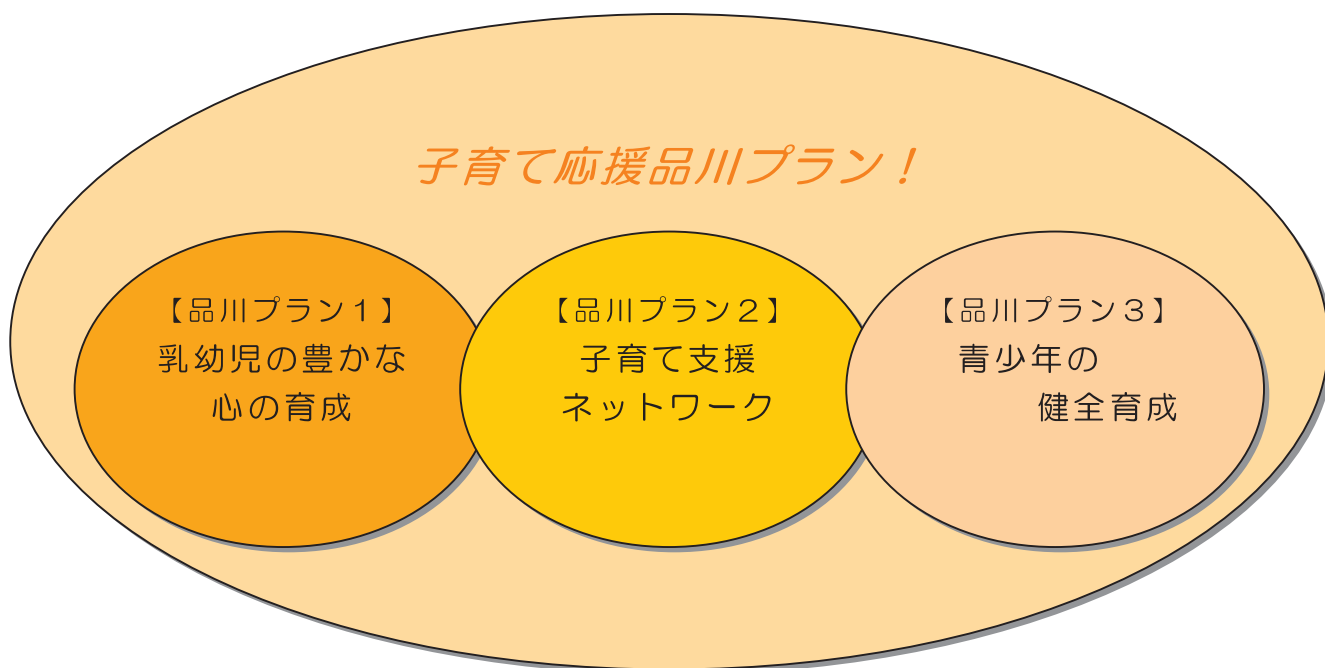
(1) 子育て応援品川プランの基本的考え方

この計画は、『第三次品川区長期基本計画』で示されている「子育ての楽しさをひろげる品川プラン」を実現するため、8つの基本目標に沿って施策を推進するものですが、品川の少子化に歯止めをかけるとともに、子育て環境の改善を図るためには、これまでの枠組みを超えて、施策間の横断的な連携を図ることが求められています。

また、同時にこれからの区政において、特に重要な課題を見定め、重点的に取り組んでいく施策・事業を設定し、計画的に推進することが必要になっています。

こうしたことから、この計画の目標年度である平成21年度（2009年度）を目途として、今後5年間で特に主要と考えられる課題を取り上げ、この実現に向けて推進する「3つの子育て応援品川プラン」を設定しました。

(2) 3つのプラン



品川プラン1

乳幼児の豊かな心の育成

【基本方向】

子どもの健やかな成長を図る上で、乳幼児期は人間形成の基礎となる大切な時期ですが、最近、社会的不適応を示す子どもの増加が指摘されています。

また、学齢期・青少年期の問題行動には、乳幼児期の環境が何らかの影響を及ぼしているとも言われています。

就学前の乳幼児にかかわっている幼稚園と保育園が、子どもたちの育つ環境をより豊かなものとするよう幼児教育を充実し、乳児期からの豊かな心の育成に努めます。

【重点事業】

■ 特色のある幼児教育の推進

個性と創造性あふれる人間形成を図るため、保育園、幼稚園において、乳児期から自然や地域とのふれあい、高齢者との交流等を取り入れた教育内容の充実を促進します。

特に保育園においては、現職の幼稚園教諭を配置し、そのノウハウを活用した幼児教育を充実します。

■ 関係機関との連携強化

保育園、幼稚園、学校、家庭等が相互に情報交換、交流を深め、幼児教育の充実に努めます。

■ 幼保一元化事業の推進

既設の公立幼稚園を改修し、乳児室や必要な設備を付設するとともに、幼児教育のコアタイム以外の預かり保育等を行い、幼保一元化施設として計画的に全区展開を目指します。

また、教育委員会と区長部局に分かれていた所管部門を、区長部局に一元化し確実な推進を図ります。

【基本方向】

在宅で子育てしている母親は、子育ての孤立感や心理的な負担感が高まっており、その結果、一部の子育て家庭ではひきこもりなど支援の場に来られない親が増えてきています。今後、こうした子育て家庭への支援に積極的に取り組むとともに、子育て家庭を社会全体で支援していくため、地域の人々が子育て家庭や子どもを見守り、支援する力を高め、地域ぐるみで子育て家庭をサポートする新しいしくみを構築します。

【重点事業】**■ 子育て支援センターの整備**

地域における子育て支援の拠点として、子育て家庭への相談や情報提供、育児講座の開催や交流の場と機会の提供などを行う子育て支援センターの整備を推進します。

また、子育て支援センターを核とし、地域における総合的な子育て支援のシステム化を図ります。

■ 保育園の役割強化

地域における身近な児童福祉施設としての保育園は、保育士の豊かな経験や知識・技能を生かし、保健所・保健センターと連携を図りながら、地域に出向いて子育て支援を行うなど、子育て家庭への支援機能を一層強化します。当面、区立保育園を中心に進めます。

■ ふれあいサポート活動会議

子育て中の親が孤立感に陥ることなく、子育ての喜びを分かち合うことができるよう、地域住民が主催する子育てサロンや交流の場などを広めていくため、社会福祉協議会と町会・自治会、民生委員、児童委員・主任児童委員などとの連携事業である「品川区ふれあいサポート活動推進委員会」を通して、区内に交流の場を広げていきます。

■ 子育て支援者の育成

子育てや子どもの育ちを地域ぐるみで支援し、地域の子育て力を再構築するために、地域に埋もれている保育士や保健師などの有資格者や地域で身近な次世代育成支援を実践する人材を発掘するとともに、子育て中の親にとって身近な相談者や支援者としての役割が果たせるよう、子育て支援者としての育成に努めます。

■ 訪問型育児支援サービスの実施

育児不安のある母親などを対象として、保健師と保育士との連携のもとでこれらの家庭を訪問し、それぞれの家庭環境に即した子育ての楽しみ方をアドバイスするなど訪問型育児支援サービスの実施を検討します。

【基本方向】

核家族化や共働き世帯の増加、地域社会の変貌などにより、中学生・高校生の安心できる居場所が失われつつあり、そのことが非行や犯罪に巻き込まれているとも言われています。

今後、地域社会と連携して、青少年の居場所づくりに取り組んでいかなければなりません。居場所は、青少年にとって安心できる場であると同時に、「活躍の場」となることが期待されます。

一方、最近の青少年は、成人しても目的意識が確立されず、職業を持とうとせず、親からの自立もできない青少年が増えています。家庭や地域社会、学校など青少年が生活するあらゆる場において、青少年の自立と社会性の育成に努めます。

【重点事業】

■ 児童センターの再編とティーンズ・プラザの整備

地域との関わりなどを通して創造性、自主性、社会性を養い、明日の子どもたちの健全育成を図るため、これまでの児童センターブロックをコミュニティブロックに再編し、より地域に密着した施設として児童センターの充実を図ります。

また、児童センターが乳幼児連れの親子から中学生・高校生までが活発に活動でき、交流ができるよう、区内の地域的なバランスに配慮しながら、ティーンズ・プラザ（中高生館）への改修を推進します。

■ 青少年委員の活動

地域の青少年の健全育成を図るため、青少年に対する余暇指導、青少年団体活動の相談や連絡調整を行う。

■ 自然体験活動や青少年ボランティア活動の推進

野外での生活体験や、ボランティア体験を通して仲間とのふれあいや自然の豊かさ、生命の大切さを学び、子どもたちの豊かな心と健康な体を育てるため、各種体験活動事業を推進します。

2. 次世代育成支援の総合的展開

(1) 安心できる出産と健康づくり

【現状と課題】

母子保健は、生涯にわたって健康を保持する出発点として、また、少子高齢化が進む中で、今後ともいきいきと活力ある社会を発展させていくためにも、その充実が重要な課題となっています。

品川区では、これまで各種健康診査をはじめ、妊産婦の保健指導や訪問指導などの母子保健サービスを提供していますが、家庭や地域の子育て力の低下、育児不安や孤立感を抱える母親や働く妊産婦の増加に加え、乳幼児期のアレルギー疾患や喫煙経験のある母親の増加など子育て家庭内外の環境が大きく変化しています。

次世代育成支援は、現在子どもを育てている家庭を支援することだけではありません。子どもが成長して親となり、また、次の世代を生み育てるという正に「育てられる者」から「育てる者」への相伝やライフサイクルの中で、その各段階に依りて適切に支援していかなければなりません。特に、近い将来親となる世代に対しては、子どもへの関心や愛情、親となることの責任感などを育てるとともに、子育ての喜びや楽しさをも伝えていくことが重要になってきています。

今後は、『区民健康づくりプラン品川』に基づき、従来の母子保健サービスを一層充実するとともに、医療機関との連携はもとより、福祉や教育の分野とも連携を図りつつ、区民が安心して子どもを生み育てることができる環境づくり、子どもが心身共に健全に発育できる環境づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

① 母子保健・医療体制の充実

子どもの健やかな育成を図るとともに、都市化や核家族化に伴う育児の不安や孤立感、負担感を軽減し、安心して子どもを生み育てることができるよう母子保健・医療体制の充実を図ります。

② 親と子の心身の健康づくり

子どもたちの健全な成長発達の促進と育児支援のため、身近で支える父親への働きかけをはじめ、各種健やか親子学習の充実や学校教育における健康づくり、食に関する指導、喫煙対策などを推進します。

【推進計画】

① 母子保健・医療体制の充実

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
『区民健康づくりプラン品川』に基づく施策の推進	○本計画の中の「親と子の健康づくりプラン」に基づく施策を総合的に推進します。 ○区民生活のさまざまな場で健康づくりを目指した活動が展開されるよう、『区民健康づくりプラン品川』に基づく施策を総合的に推進します。	・「いきいきあんしん子育てガイド」の発行、年1回更新	継続	健康課 保健所等
妊産婦健康診査及び歯科健康診査の充実	○妊産婦の疾病や異常及び妊娠に伴って起こりやすい歯科疾患等の早期発見、早期治療、予防のために妊婦健康診査及び歯科健康診査の充実を図ります。	・母子健康手帳交付時に受診票配布	継続	健康課 保健所等
妊婦指導の充実	○安全な分娩と健やかな子どもの出産のために、高齢および若年妊婦、妊娠中毒症、多胎妊娠の妊産婦などへの訪問及び電話指導の充実を図ります。	・妊娠届受理後随時連絡	継続	健康課 保健所等
新生児及び産婦訪問指導の充実	○主として生後28日以内の新生児及び産婦を対象に、保健師や訪問指導員（助産師等）が家庭訪問し、子どもの疾病予防、発育、栄養等の指導を行うとともに、母親の心身の健康を保つための指導の充実を図ります。	・出生通知票受理後訪問	継続	健康課 保健所等
乳幼児の健康診査や検査の充実	○乳幼児の健全な発育・発達と疾病や異常の早期発見・早期治療、子育て不安の軽減を図るため、各種乳幼児健康診査や個別相談の充実を図ります。	・1歳6か月、3歳児は※保健所等、精密健康診査および4、6～7、9～10か月は医療機関	継続	健康課 保健所等
乳幼児の健康相談の充実	○日常の育児の心配事や、発育、発達を確認して育児に自信が持てるよう、新生児訪問や乳幼児訪問、各種健康診査の中で行う相談の充実を図ります。また、経過観察健診や発達健康診査、心理相談など乳幼児の発育、発達、心理面の健康相談を実施し、適切な保健指導および経過観察に努めます。	・月1回保健所等で実施	継続	健康課 保健所等
乳幼児の歯科健診・相談の充実	○生涯を通じて健康な口腔を保つために、乳幼児期からのむし歯を予防し、歯磨き等の生活習慣を定着させるため、歯科健診と保健指導の充実を図ります。	・3歳未満児を対象に、週1回保健所等で実施	継続	健康課 保健所等

※ 「保健所等」とは、保健所・保健センター・大井保健相談所のことです。

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
母子栄養食品の支給	○母と子の栄養改善として、所得要件を満たす場合に、牛乳または粉ミルクを支給する母子栄養食品支給事業を推進します。	・受給者に月1回支給券交付	継続	健康課
思春期専門相談の充実	○思春期の子どもを持つ保護者等を対象に、精神疾患発症、ひきこもり等思春期特有の問題について、専門医による思春期・青年期の精神面での医学的相談を実施します。	・大井保健相談所および保健所で月1回	継続	健康課 保健所等
思春期講演会の開催	○思春期の問題について理解を深めるよう、思春期の子どもをもつ保護者、区民及び関係者を対象とした思春期講演会を開催し、思春期の問題についての理解を深め、その対応についての啓蒙に努めます。	・大井保健相談所で月1回 ・文化センターで年1教室	継続 継続	健康課 保健所等 生涯学習課
小児平日夜間診療事業の推進	○かかりつけ医の必要性や地区の医師会、歯科医師会において実施している休日における医療体制の周知に努めるとともに、小児初期救急患者の二次医療機関への集中を緩和するため、荏原医師会附属診療所において実施している小児科の平日夜間診療事業を推進します。	・荏原医師会、附属診療所で実施	継続	健康課
HIV予防講演会	○思春期以降の人を対象にHIV・性行為感染症予防のための講演会を学校保健と連携を図り実施し、広く予防啓発に努めます。	・学校において随時	継続	健康課 保健所等

■ コラム 現在、育児等で心配なこと

現在、育児等についての心配ごとが「ある」人は、いずれの健康診査でも約半数～6割強を占めています。また、心配ごとの内容をみると、乳幼児健診では「子どもの成長（発育・発達）に関すること」「離乳食に関すること」、1歳6か月児健診では「食事に関すること」、3歳児健診では「しつけ・教育に関すること」がそれぞれ最も多くあげられています。

区分	乳児健診 (回答数=329人)	1歳6か月児健診 (回答数=303人)	3歳児健診 (回答数=280人)
あ る	47.7%	62.7%	46.4%
子どもの成長（発育・発達）に関すること	41.5%	21.1%	27.7%
病気に関すること	37.2%	24.2%	12.3%
食事（離乳食）に関すること	44.9%	41.1%	30.0%
しつけ・教育（保育）に関すること	21.8%	34.2%	36.2%
歯科に関すること	-	30.0%	30.8%
遊びに関すること	-	14.7%	8.5%
その他	12.8%	5.8%	12.3%
な い	45.6%	33.0%	51.8%
無回答	7.0%	4.3%	1.8%

（注）乳児健診では「離乳食に関すること」「保育に関すること」が選択肢となっている。

資料：品川区『区民健康づくりプラン品川』平成15年3月

② 親と子の心身の健康づくり

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
母親学級、両親学級の充実	○妊娠を機会に積極的に健康な生活を送り、妊娠・出産・育児が夫や仲間と共に乗り越えられるよう、母親学級や妊娠期両親学級の充実を図ります。	・保健所等で月1回	継続	保健所等
妊婦体操教室の充実	○妊娠中の夫婦を対象に、出産に向けてストレッチ体操を体験し、安心して出産に取り組めるよう、妊婦体操教室（マタニティリラクゼーション）の充実を図ります。	・保健所・保健センターで月1回	継続	保健所等
乳児期育児学級の充実	○育児不安を軽減し、自信を持って育児ができるように乳児期早期の母親を対象にたんぼぼくらす、プチマリン、みつまたっこくらぶや、多胎児を持つ親を対象にツインキッズを開催するとともに、区内在住外国人の親のグループ化を図るなど、母親の交流・情報交換及び相談の場の充実を図ります。 ○乳児期早期の両親を対象とした育児期両親学級（ペアレンツクラブ）についても、交流と情報交換の場の充実を図ります。	・保健所等で月1～4回 ・保健所で年3回	継続 継続	保健所等 保健所等
パパ・ママクッキング等の充実	○妊娠中の食事や家族の食事の大切さ、父親の育児参加の動機づけ等のために実習を取り入れた学習の場の充実を図ります。	・保健所・保健センターで年7回	継続	保健所等
離乳食・幼児食教室の充実	○乳児・幼児の保護者を対象に、離乳食や幼児の食事についての疑問や不安を解消する食事教室を推進します。	・保健所等で年14回	継続	保健所等
子どもの事故防止の推進	○家庭内の子どもの事故防止と応急手当等の啓発を図るため、子どもの事故防止を各種健診等で推進します。	・保健所・保健センター・大井保健相談所	継続	保健所等
歯と口の健康づくり	○歯磨きや食習慣など基本的歯科保健習慣を身に付けるよう、乳幼児期の親子を対象に開催する歯と口の健康づくりを推進します。	・保健所等で年10回	継続	保健所等
予防接種の奨励	○乳幼児を感染症の疾病から守るため、ポリオ、BCG、三種混合、日本脳炎、麻しん・風疹など各種予防接種を奨励し、予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	・対象者へ個別通知	継続	保健所等

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
男性啓発講座の開催	○男性の家庭参加を促進するため、男性を対象とした啓発講座を開催し、家庭内自立の重要性、家事のノウハウ、子育て参加の啓発に努めます。		継続	人権啓発課
禁煙教室	○妊婦や乳幼児の母親等に対し、禁煙教室などの喫煙対策を強化します。	・保健所等で年1回	継続	健康課 保健所等
学校教育における健康づくりの推進	○生涯を通して健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、定期健康診断の実施をはじめ、学校環境衛生の整備、学校保健会活動の活発化など学校の教育活動全体を通して子どもの心身の健康づくりをさらに推進します。	健康診断年1回 各種環境環境衛生検査実施 学校保健会6部会設置 保健指導・	継続	学務課
	○学校医、学校歯科医、学校薬剤師などや保健所等との連携を確保し、さらに学校保健会の充実を図り、子どもの健康づくりのための組織活動を進めます。		継続	学務課
食を通じた子育て支援の推進	○各種乳幼児健康診査や健康相談において、栄養士による相談及び望ましい食生活に関する適切な健康教育に努めます。	・1歳6か月、3歳児は保健所等、精密健康診査および4、6～7、9～10か月は医療機関 ・月1回保健所等で実施 米飯給食週2～3回 産直、低農薬野菜の導入 高齢者とのふれあい給食	継続	健康課 保健所等
	○保育園の食事・行事・日常の保育を通して、園児や保護者に対し、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成に向け、滋養にあふれた食文化の提供に努めます。		継続	保育課
	○正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るため、学校と家庭・地域との連携を図りながら、メニューが豊富で栄養バランスのとれた食文化を継承しうる学校給食の充実を図ります。また、食材に産直や低農薬野菜などを取り入れ、学校給食の安全性を高めます。		継続	学務課
	○妊娠期から就学前までの親子を対象に、児童保健事業部が一体となって各年齢別に設定した目標に向かって、食に関する子育て支援を行います。具体的には、あと一工夫するだけで豊かになる調理方法を学ぶ妊婦のための調理実習、生後1か月頃に多い母乳に関する不安についての相談、幼児期の子どもが食への関心が持てるように口腔生育を含む講習会などを開催していきます。		新規	健康課 保健所等 児童課 保育課

（２）要支援児童への対応

【現状と課題】

近年のわが国では、子どもへの暴行や虐待など豊かな可能性を秘めた未来への芽を摘む悲惨・陰惨な事件が相次いでおり、とりわけ児童虐待防止法制定以降の児童虐待の件数は年々増加し、深刻さも増しています。品川区では、早期発見・早期対応を目標に新生児訪問をはじめ、主任児童委員や子ども関連施設の職員、地域の関係機関が連携・協力して取り組みを強化しています。多くの子育て家庭が、子育ての不安感や負担感、孤立感を感じている現在、児童虐待は特殊なことではなく、誰にも起こり得ることです。

子どもへの虐待は、親自身に虐待の認識がない場合や、その多くが家庭内で起こるため、早期の発見が難しいことがあります。子どもへの虐待を未然に防止し、早期に発見するためには、各種相談事業や親同士の交流、さらには保育サービスを通して、子育ての不安感や負担感を和らげることが必要になっています。

また、近年離婚の増加等により、母と子、父と子などひとり親家庭が増加しています。これらの家庭の中には、生計の中心者を失ったことにより経済的に厳しい状況にある家庭や子どもの養育や家事に問題を抱えている世帯、さらには精神的に不安定な状況にある世帯なども少なくなく、ひとり親家庭に対しては特に物心両面にわたる援助が必要になっています。

今後は、母子自立支援員や家庭相談員による相談活動、ひとり親家庭への医療費の助成など現行制度の周知に努めるとともに、母子とは異なる父子家庭問題へも対応できるよう、ひとり親家庭の生活の安定と自立をさらに支援していくことが必要になっています。

障害のある子どもに対する施策は、品川区においても各種サービスの制度化がなされていますが、特に、各種乳幼児健康診査や相談事業等で把握された心身に障害を持つ子どもに対しては、軽度の発達障害のある子どもも含め、保健所・保健センターや子育て支援センター、医療機関など関係機関相互の連携をより一層強化し、早期療育相談や心身障害指導など早期療育体制を推進する必要があります。

また、平成15年度から新しいサービス提供のしくみである支援費制度が導入され、障害者福祉は従来の、「措置制度」から「利用者の自己選択と自己決定を基本とするしくみ」へと大きく変わりました。こうした中でサービスの量的充実とともに、利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供が求められています。

【施策の方向】

① 児童虐待等防止対策の充実

子どもの権利が尊重され、子どもの最善の利益が保障されるよう、「人権尊重都市品川宣言」を踏まえ、子どもの人権について普及・啓発に努めます。

虐待の多くが保護者や同居人によりなされている現状を踏まえ、親権等にできる限り配慮しつつ、子どもの生命を守り、障害を残さないことを最優先し、関係者の密接な情報共有と連携のもと、時期を失することなく適切に対応していくことの合意形成が必要とされています。

そこで、子どもへの暴行や虐待を防止するため、「品川区児童虐待等防止協議会」活動の充実を図り、関係機関のネットワークを活用して、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、子どもの保護、虐待した親への支援、アフターケアなど、子どもへの暴行や虐待に対する総合的な取り組みを推進します。さらに、児童福祉法の改正に基づき区の児童相談体制を整備し、保護児童への支援システムをさらに強化します。

② ひとり親家庭への支援

乳幼児期、学童期、青年期と子どもの成長につれ変化するひとり親家庭の福祉ニーズに適切に対応するため、経済的支援や生活支援を充実し、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に努めます。

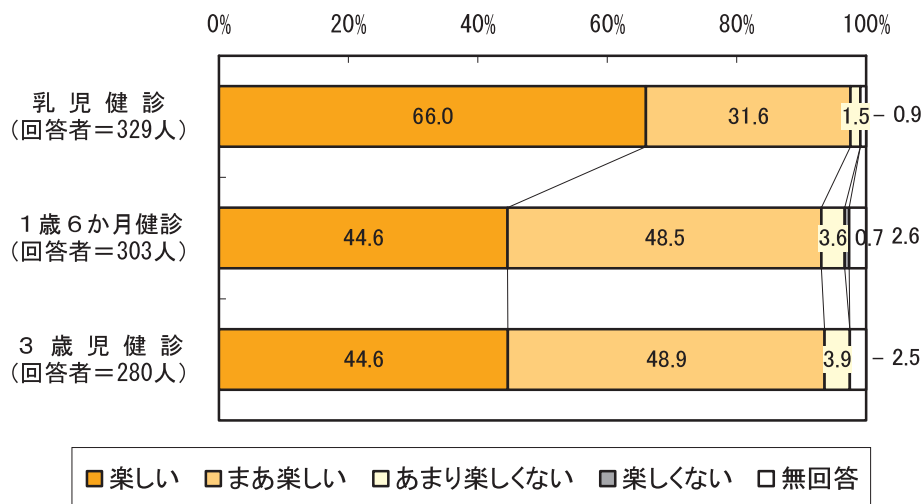
③ 障害のある子どもと家庭への支援

障害者福祉の目標である障害者の「完全参加と平等」の実現に向けて、共に生きる社会づくりを推進するため、保健・医療・福祉・教育の連携を図り、障害を早期に発見し、早期に適切な療育が受けられるよう相談指導体制の充実に努めます。

また、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など近年増加している障害のある子どもの早期発見・早期対応や療育訓練などを通して発達の促進に努めます。

■ コラム 子育ての楽しさ

現在の子育ての気持ちについて、いずれの健康診査で“楽しい”と回答した人が9割以上を占めていますが、「あまり楽しくない」「楽しくない」と回答した人も少なからずみられます。



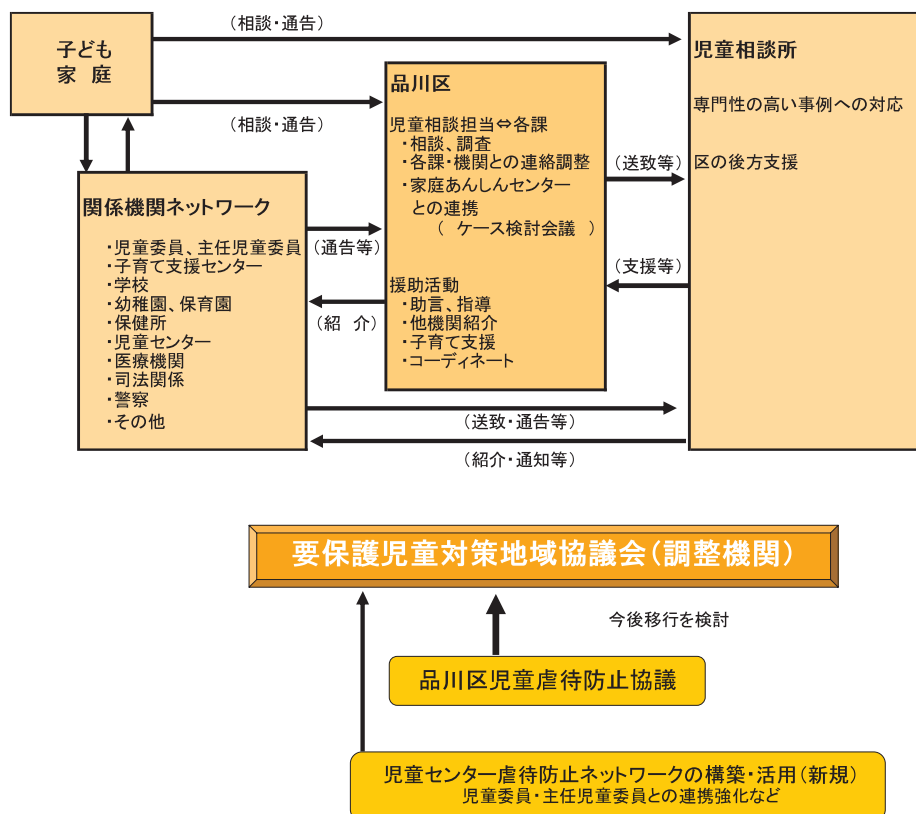
資料：品川区『区民健康づくりプラン品川』平成15年3月

【推進計画】

① 児童虐待等防止対策の充実

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
子育て安心事業の推進	○育児の安心の確保と不安の軽減、家族支援を図るため、子育て安心教室および子育て安心グループ、子育て家庭支援教室の開催など子育て安心事業を推進します。	・保健所等で年6～12回	継続	保健所等
新生児訪問の充実	○主として生後28日以内の新生児を対象に、保健師や訪問指導員（助産師等）が家庭訪問し、疾病予防、発育、栄養等について適切な指導を行い、保護者の望ましい育児観の育成に努めます。	・保健所等で随時	継続	保健所等
品川区児童虐待等防止協議会活動の機能化	○子どもへの暴行回避や児童虐待の予防、早期発見から子どもとその家族の援助を図るため、品川区児童虐待防止協議会活動の充実を図ります。	・全体会 年1回 分科会 年3回 ケース会議随時	継続	児童課
児童相談体制の整備	○児童福祉法の改正に基づき、児童虐待を含むあらゆる児童相談に対応する第一義的な窓口を設置します。また、児童相談所をはじめとした各機関との連携を図ります。		新規	児童課

＜児童虐待ネットワーク＞



② ひとり親家庭への支援

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
相談活動の充実	○母子自立支援員や家庭相談員等による生活相談をはじめ、ひとり親家庭が抱えているさまざまな問題について相談に応じ、自立の促進に努めます。	平成15年度 ・母子相談 1,673件 ・家庭相談 218件	継続	児童課
母子福祉資金	○母子福祉資金制度の周知に努め、ひとり親家庭の安定と経済的自立を促進します。	平成15年度 ・貸付件数 136件	継続	児童課
ひまわり荘の運営	○ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健全育成を図るため、品川区ひまわり荘を運営し、ひとり親家庭の自立促進に努めます。	・平成14年9月改修 定員 20世帯	継続	児童課
ひとり親家庭休養ホーム事業	○親子でレクリエーションが楽しめるよう、宿泊施設や遊園地を、ひとり親休養ホームに指定し、親子のふれあいの機会を確保します。	平成15年度 ・利用者 1,739人	継続	児童課
ひとり親家庭医療費助成	○ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の一部助成等を行い、健康の保持と福祉の増進を図ります。	平成15年度 ・受給世帯 1,584世帯	継続	児童課
父子家庭への支援	○父子家庭に対し、経済的支援とは異なる家事援助や家庭的配慮を講じられるような斡旋照会対策の創設を検討します。		新規	児童課

③ 障害のある子どもと家庭への支援

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
早期療育体制の充実	○各種乳幼児健康診査や相談活動等で発達の遅れまたは障害などが発見された乳幼児や経過観察が必要と認められた乳幼児に対して、子育て支援センター等との連携をより一層強化し、療育相談や指導など、早期療育体制の充実に努めます。	平成15年度 ・子育て支援センター発達、発育相談2,099件 ・1歳6か月、3歳児は保健所等、精密健康診査および4、6～7、9～10か月は医療機関 ・月1回保健所等で実施 ・子育て支援センター1か所	継続	健康課 保健所等 児童課 障害者福祉課
	○子育て支援センターの地区割や新たな(仮称)次世代育成支援センターの整備を検討します。		継続	児童課
品川児童学園の充実	○知的障害を有する子どもだけでなく、学習障害(LD)と思われる子どもや、高機能自閉症など軽度・中等度発達障害のある子どもに対しても、通園施設で訓練・指導を行い、社会生活、集団生活などへの適応能力の向上を図るため、品川児童学園の充実に努めます。		継続	障害者福祉課
障害児地域生活支援の充実	○主に養護学校在校生の放課後や休校日等に障害児の生活の場を提供する障害児放課後生活サポート事業の充実に努めます。	愛称名「やんちゃっこクラブ」1か所	継続 新規1か所	障害者福祉課
在宅介護サービスの充実	○支援費制度の導入に伴い、利用契約の対象となる各種サービス提供事業者の確保など基盤整備を推進するとともに、サービスの質の向上に努めます。		継続	障害者福祉課

(3) 安心して働ける子育て支援

【現状と課題】

女性のライフスタイルの変化、就労意欲の高まり、あるいは経済的理由により、女性就労者は増加しています。また、以前は結婚・出産や育児のために退職、又は退職せざるを得なかった女性が多くみられましたが、近年では結婚後や出産後も就労し続けたいと願う女性が増えています。

品川区では、これまで子育てと仕事の両立支援として延長夜間保育や休日保育、病後時保育、病児保育、年末保育など、多様な就労形態に対応できる保育サービスの充実や保育園と幼稚園が連携した幼保一元化施設の整備と幼児教育型保育の開発に取り組み、平成14年に「新保育計画」を策定しました。また、国際標準規格（ISO9001）に基づく「保育園品質マネジメントシステム」を各園で構築し、「サービスに限界なし」を心掛けつつ、保育サービスが客観的に評価される「第三者評価事業」を実施するなど保育サービスの一層の質の向上にも努めてきました。

しかし、女性の社会参加の増大などにより、保育園への入所希望者は年々増加しており、こうした保育需要の増大に対応するため、保育受入れ枠を拡充し待機児童を解消することが喫緊の課題となっています。

一方、品川区内の企業においても、産休や育児休業制度をはじめとする両立支援策のみならず、フレックスタイム制などの勤務時間の弾力化や事業所内託児施設の設置など独自の両立支援策を制度化しているところもみられます。しかし、育児休業の取得状況をみると、利用者は年々増加しているものの、男性の取得率の低さが指摘されています。

男女が互いに尊重し合い、共に支え合える社会の形成に向けて、事業所における次世代育成支援策の導入・定着や利用しやすくするための職場環境づくりを、関係機関や事業所に対して積極的に働きかけていく必要があります。

【施策の方向】

① 多様な保育サービスの充実

子育てと仕事の両立や待機児童の解消を図るため、保育受入れ枠の拡大を図るとともに、延長夜間保育や病時保育、病後時保育、年末保育、一時保育など多様な就労形態や保育ニーズに弾力的に対応できる保育サービスの充実を図ります。

また、多様なサービス提供体制を確保するため、認証保育所など認可外保育施設や幼稚園を含めた多様な社会資源を活用するとともに、認可外保育施設を含む地域全体の保育サービスの質を確保するため、民間保育園における保育サービス第三者評価制度の奨励や保育園間の連携の確保に努めます。

② 子育てがしやすい就労環境づくり

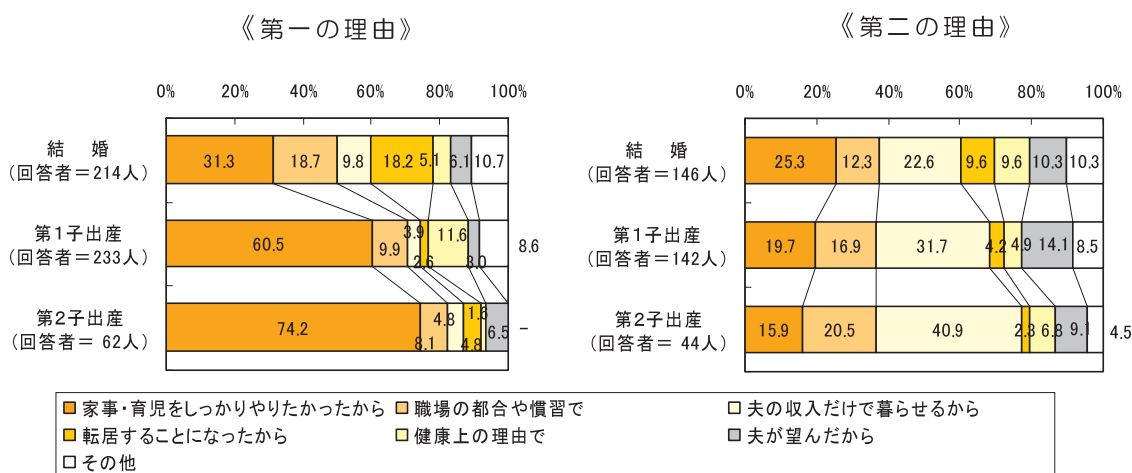
男女が互いに尊重し合い、共に働きながら子育てができるよう、育児休業制度をはじめとする両立支援事業の利用促進と普及・啓発や男性を含めた働き方の見直しなど、事業所における子育てがしやすい就労環境づくりを呼びかけ、促進します。

③ 男女共同による子育ての促進

男女が子育てと社会参加の喜びを共に味わい、よきパートナーとして支え合える社会を築くための土台となる意識啓発に努めます。

■ コラム 女性の退職理由

退職した第一の理由は、「家事・育児をしっかりとやりたいから」と回答した女性の割合が最も多く、第二の理由は、「夫の収入だけで暮らせるから」であり、夫の経済的な後ろ盾が女性の退職理由の重要な要因となっていることがみてとれます。また、「職場の都合や慣習で」を退職の理由としてあげる女性も少なくありません。



資料：少子化の見直しに関する一般調査プロジェクト『品川区「少子化に関する区民調査」結果報告書』平成15年3月

【推進計画】

① 多様な保育サービスの充実

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
保育の受入れ枠の拡充	○地域的な保育需要を考慮しながら、「品川区保育計画」に基づき、低年齢児を中心として受入れ枠の拡充を図ります。		継続	保育課
延長夜間保育の充実	○保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長夜間保育の充実を図るとともに、保育内容の一層の充実と環境の整備を進めます。	・午後10時まで10園 ・午後8時30分まで7園 ・午後7時30分まで30園	継続	保育課
休日保育の推進	○年末・年始を除く休祝日に、保護者の就労などのために家庭で保育できない子どもを預かる休日保育を推進します。	・3園	継続	保育課
年末保育の推進	○年末に、保護者の就労などのために家庭で保育できない子どもを預かる年末保育を推進します。	・12/29~12/30 7園(予定)	継続	保育課
病後時保育の推進	○保育園に通園している子どもが病気回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的に保育園で預かる病後時保育を推進します。	・4園(各園定員4名)	継続	保育課
病時保育の実施	○子どもが病気の急性期や安定期に適切なケアが受けられるよう、医療機関で子どもを預かる病時保育を推進し、仕事と子育ての両立を支援します。	・1か所(定員4名)	新規	保育課
障害児保育の充実	○集団保育が可能な障害のある子どもの身近な保育園での受入れを促進し、障害児保育の充実に努めます。	・全園実施	継続	保育課
緊急一時保育、一時保育の推進	○保護者の死亡、離別、失踪、拘留等により、緊急かつ一時的に保育が必要な子どもを預かる緊急一時保育や、保護者又は家族の傷病、出産、通院等により保育が困難な場合に、子どもを一時的に預かる一時保育を推進します。	・奉仕員1名につき定員2名 ・40園(各園定員2名)	継続	保育課
保育環境の整備	○保育内容の充実や入所定員の弾力化に対応できるよう、保育園の大規模改修など、保育環境の整備を計画的に推進します。		継続	保育課
幼稚園における預り保育の促進	○女性の社会参加等が進む状況に対応し、幼稚園において、正規の教育時間と幼稚園の長期休業中に、保育園の保育時間に準じて園児を預かる私立幼稚園預かり保育モデル事業(きんだあくらぶ)を推進します。	私立幼稚園7園	継続	保育課

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
品川型就学前乳幼児教育施設の充実	○小学校就学前の乳幼児に対し、保育園および幼稚園の相互の特色を生かした保育・教育を継続的かつ一体的に行うことにより、乳幼児の健全な育成を図るとともに、地域における子育て家庭を支援するため、品川型就学前乳幼児教育施設の充実を図ります。	ぶりすくーる西五反田 定員 100人	継続	保育課
生活支援型一時保育の充実	○在宅で子育てしている保護者のリフレッシュを図るため、子どもを一時的に預かる生活支援型一時保育実施園の拡充を図ります。	・5園(各園定員6名、0、1歳児は3名まで)	継続 新規5園	保育課
ふれあい給食、ふれあいデイホームの推進	○保育園を世代間交流の拠点として、地域の高齢者と園児がともに保育園の給食や保育園でのデイサービスを通してふれあい、高齢者とのコミュニケーションや園児の思いやりの心の育成に努めます。	・ふれあい給食31園 ・デイホーム実施園2園(1園につき定員8名程度)	継続	保育課 高齢福祉課
保育サービスの質の確保	○保育サービスの質を確保するため、区立保育園における保育サービス第三者評価制度を推進するとともに、今後は地域全体の保育サービスの質の向上を図るため、認証保育所(認可外保育施設)における保育サービス第三者評価制度の導入を奨励します。	15年度12園 16年度12園	継続	保育課
保育園間および保育園・幼稚園間の連携	○各保育園間および各保育園・幼稚園間の連絡体制を整備し、職員同士の交流や連携を通して幼児教育の充実と職員の資質の向上を図ります。		新規	保育課
保育園の役割強化	○地域における身近な児童福祉施設としての保育園は、保育士の豊かな経験や知識・技能を生かし、保健所・保健センターと連携を図りながら、地域に出向いて子育て支援を行うなど、子育て家庭への支援機能を一層強化します。当面、区立保育園を中心に進めます。		新規	保育課 健康課 保健所等
幼保の一元化の推進	○女性の社会進出や多様な保育ニーズに対応するため、保育園における幼児教育の充実や幼稚園における預かり保育を進め、就学前の6年間を見通した教育・保育の充実を図ります。 ○公立幼稚園と保育園の連携による新たな幼保一元化施設を検討します。	二葉すこやか園 定員 167人	継続 新規2園	保育課 指導課 保育課

② 子育てがしやすい就労環境づくり

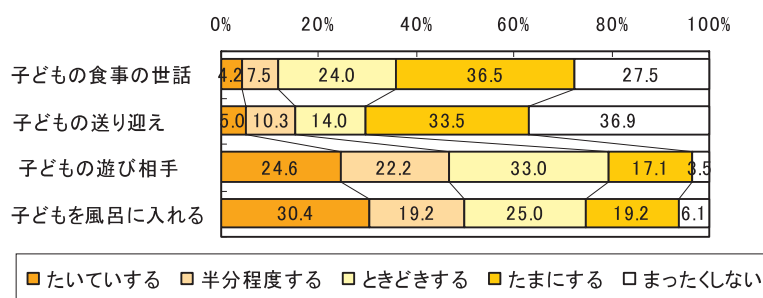
事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
育児・介護休業法の普及と利用促進	○育児・介護休業法の普及・啓発や男女が共に協力して子育てをする意識づくりを進め、男性も女性も育児休業等が取得しやすい職場環境づくりの啓発を行います。		新規	人権啓発課 産業振興課
育児休業制度等の利用促進	○育児休業制度の定着やフレックスタイム制、育児中における勤務時間の短縮など子育てがしやすい就労環境づくりに向け、商工会議所や事業主に対して理解と協力を求めています。		新規	産業振興課
女性の再就職の支援	○出産・育児等のために退職した女性が再就職できるよう、再雇用制度の普及・啓発に努めます。 ○出産・育児等のために退職した女性が再就職できるよう、女性のためのパソコン教室を通して、キャリアのスキルアップの支援に努めます。		新規	人権啓発課
			継続	人権啓発課
労働時間短縮の促進	○家族がゆとりと楽しみをもって子育てができるよう、完全週休2日制の普及や年次有給休暇の取得促進など労働時間短縮の普及・啓発や、男性も含めた働き方の見直しに向けて、男性の働き方と子育てのあり方について考える機会を提供するなど、男性に対する意識啓発に努めます。		新規	企画財政課
事業所における行動計画策定の促進	○男女が互いに尊重し合い、共に支え合える社会の形成に向けて、さまざまな機会を通して、区内事業所における行動計画の策定を促進します。		新規	企画財政課
「ファミリー・フレンドリー企業」の顕彰	○「ファミリー・フレンドリー」な取り組みを実施することは、従業員だけでなく、企業にとっても大きなメリットをもたらすという視点を普及させるため、区内事業所の中で「ファミリー・フレンドリー」な取り組みを行っている事業所を顕彰する制度の創設を検討します。		新規	産業振興課

③ 男女共同による子育ての促進

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
第3次行動計画品川プランの推進	○男女共同参画社会の実現に向けて、「人権尊重都市品川宣言」を理念とした『男女共同参画社会をめざす第3次行動計画品川プラン』に基づき、関係各課の連携を強化し男女共同参画施策を総合的・効果的に推進します。		継続	人権啓発課
男女平等意識の啓発	○男女平等についての認識を深めるため、広報をはじめあらゆる機会をとらえて男女平等意識の啓発に努めます。		継続	人権啓発課
家庭・地域・職場における男女共同参画の促進	○男女が共に協力しあう家庭をつくるために、家庭教育講座・家庭教育講演会やフォーラム、セミナーなどの開催を通じて男女共同参画の啓発に努めます。	・家庭教育講座4教室（定員各30人） ・家庭教育講演会2回（定員500人）	継続	人権啓発課 生涯学習課
男性向け教室・講座の開催	○男性が積極的に子育てにかかわるように、両親学級の充実を図るとともに、パパ・ママクッキングなど具体的な生活技術を身に付けるための各種教室や講座の充実を図ります。 ○生活者としての男性の自立を促進するなど視野に入れた、男性の家庭参加に役立つ学習の機会の充実を図ります。	・保健所・保健センターで年7回 ・家庭教育講座4教室（1教室5回のうち1～2回公開講座実施）	継続	保健所等 人権啓発課 生涯学習課
男女平等に立った教育などの推進	○人権尊重の精神に基づき、保育園や幼稚園では、生活や遊びを通じて固定的性別役割分担を助長しないよう指導するとともに、学校では、各教科や学校生活全般において、男女平等教育を推進します。		継続	保育課 指導課

■ コラム 父親の育児参加の状況

父親の育児参加について、子どもをお風呂に入れたり、遊び相手になる父親は半数程度いるものの、子どもの送り迎えや食事の世話では、父親は参加していないようすがうかがえます。



資料：少子化の見直しに関する一般調査プロジェクト『品川区「少子化に関する区民調査」結果報告書』平成15年3月

(4) 子どもの心を育てる教育の充実

【現状と課題】

古来、日本では「三つ子の魂百まで」という名言があり、乳幼児期からの教育の大切さが語り継がれてきました。

子どもは、「大切にされ、守られている」と感じることで、親や大人への信頼感が生まれ、他の子どもも大切に作る心が育ちます。

学校教育は、子どもたちの基礎的な学力の向上とともに、豊かな人間性と健康な身体の育成を目的とするものです。

それらに加えて、平成 14 年度からは特色ある教育活動を展開し、子どもたちに、基礎・基本の確実な定着と、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成することをねらいとした新教育課程に移行し、完全学校週5日制を含め、学校教育を巡る状況は大きく変わってきています。

品川区では、平成 12 年度から、基礎・基本に裏付けられた確かな学力と、豊かな社会性・人間性を身に付けることを目標に、学校教育の質の向上を図る、教育改革「プラン 21」を推進してきました。これは、各学校が主体的な取り組みによる特色ある学校づくりを進めるとともに、学校選択制を導入し、保護者や地域住民と新しい学校を創造していこうとするものです。

これからの学校教育には、児童・生徒の個性や能力を最大限に伸ばし、主体的に生きる力を育むことが求められています。新しい学校教育の展開を目指し、習熟度別学習、小学校における英語学習や教科担任制、中学校における福祉教育、小中連携教育などの研究や実践を推進することが必要になっています。

また、これまで教育改革で取り組んできた成果や今後の課題を明らかにし、その成果を基盤とした学校づくりを進めるため、外部評価も取り入れた学校評価を実施するとともに、夢のある学校づくりを目指した学校改築計画や、9年間連続したカリキュラムのもと、同一校舎で一貫教育を行う小中一貫校の開設準備など、夢と力を育む学校づくりを進めていくことも必要になっています。

さらに、少子化や核家族化等を背景とした家庭環境の変化により、家庭や地域の絆が希薄になり、従来のような地域における子育てや教育が困難になってきています。

今後は、乳幼児期から始まる生涯学習の視点に立ち、学校・家庭・地域社会が連携を図り、地域の人材活用や学校の持つ教育機能の積極的な開放を推進していくことが必要になっています

【施策の方向】

① 幼児教育の充実

幼児期は、家庭生活を中心として、徐々に地域とのつながりを広げながら、幼児一人ひとりの基本的な生活習慣や主体的な態度を育てていく重要な時期であることから、子どもたちが豊かな幼児期を過ごすことができるよう、幼児教育環境の充実を図ります。

また、今後は、幼稚園と保育園、小学校、児童センターなど関連施設との連携を図るとともに、家庭教育に関する保護者への学習の機会を拡充するなど、かけがえのない家庭や地域のあり方などを中心とした幼児教育の充実を図ります。

② 学校教育の充実

「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、あらゆる偏見や差別をなくす人権尊重教育を推進するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、進んで社会に貢献する精神を育むため、社会体験、自然体験、奉仕活動、交流活動などの機会の充実を図ります。

また、子どもたちが生涯にわたり、社会の変化に対応して成長できるよう、教育改革「プラン21」の趣旨に基づき、確かな学力の定着と豊かな社会性・人間性の育成、自ら学ぶ意欲・思考力・判断力・創造力・表現力等の資質・能力の育成を重視して、児童・生徒一人ひとりの個性を生かす教育の充実を図ります。

③ 家庭や地域の教育力の向上

家庭において適切な親子関係を築き、しつけや教育ができるよう、家庭教育講座等の多様な学習機会を提供し、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

品川区では、平成17年度から、品川区子ども読書活動推進計画に基づいて、家庭・地域・学校・図書館が連携して、子どもたちの読書環境の整備と活動の推進にとりくみます。

読書は、幼児期から取り組むことによって、心の豊かな発達を促すとともに、親による読み聞かせは、子どもに安心を与え、親との結びつきを強めます。1歳6か月健診時などに、保健所・保健センター等で絵本講座などを開くなど、啓発活動を行うほか、地域のさまざまな施設で子どもの読書環境を整備していきます。

また、読み聞かせボランティアを養成するなど、地域の人材づくりを進めます。

④ 親になるための学習環境の整備

子育て中の親に対しては、子どもの成長に併せ親も一緒に育っていくという視点に立ち、子どもの発達段階に応じて親として必要な知識や態度を学べる機会の充実を図ります。

また、次代の親となる中学生・高校生に対しては、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育園や幼稚園など就学前施設や保健所等を活用して乳幼児とふれあう体験学習機会の拡充を図ります。

【推進計画】

① 幼児教育の充実

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
特色のある幼児教育の推進	○個性と創造性あふれる人間形成を図るため、幼児期からの生涯学習という視点に立ち、保育園、幼稚園において、乳児期から自然や地域とのふれあい、高齢者との交流等を取り入れた教育内容の充実を促進します。		継続	保育課
関係機関との連携強化	○保育園、幼稚園、学校、家庭等が相互に情報交換、交流を深め、幼児教育の充実に努めます。		新規	保育課
障害のある子どもの幼児教育	○保育園、幼稚園、通園施設、保健所・保健センター、子育て支援センター等の連携を図り、情報交換やケース検討等を通じて、障害のある子どもに対する適切な幼児教育の充実に努めます。	・1歳6か月、3歳児は保健所等、精密健康診査および6～7、9～10か月は医療機関 ・月1回保健所等で実施	新規	保育課 障害者福祉課 健康課 保健所等 児童課

■ コラム 保育園における幼児教育の必要性

品川区では、全国に先駆けて「二葉すこやか園」「ぷりすくーる西五反田」を整備し、これまで幼保一元化に積極的に取り組んできました。

少子化対策は、次世代の日本をどう育てるかという問題です。幼稚園・保育園でも、「ただ子どもを預かっている」という認識ではなく、「どう子どもを育てていくか」という視点が必要になっています。そのためには、幼児教育に力を入れ、一部の子どもたちだけが幼児教育を受けるのではなく、保育園の子どもや家庭で育てられている子どもも含めて、すべての子どもたちに対して同じ水準の教育を広げていく必要があります。

品川区では、幼稚園も保育園的な保育をやる一方、保育園も幼稚園的な幼児教育を行い、就学前の子どもは、幼稚園と保育園の指導の相違がない状態で小学校につなげていきたいと考えています。

② 学校教育の充実

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課								
人間尊重教育の推進	○学校の教育活動を通して、自他の生命を尊ぶ教育を行うとともに、あらゆる偏見や差別意識のない人間尊重および男女平等の教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会(年6回) ・先進地視察(年2回) ・人権標語、ポスター展の開催 ・食肉市場視察(年1～2回) 	継続	指導課								
教育内容の充実	○基礎・基本の確実な定着を図るため、一人ひとりの習熟度や能力に応じた指導を行う習熟度別学習を推進します。また、国際化の進展に伴い、国際社会で主体的に生きていく上で必要な英語力を養うため、小学校における英語学習をさらに充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導助手の派(全小・中学校) ・(小)ALTの派遣(約3,444時間) ・英語ボランティア(年約22,427時間) ・(中)ALTの派遣(年約700時間) ・ポर्टランド、オークラント教員招致 	継続	指導課								
特色ある学校づくり	○学校教育の内容の充実と質の向上を図るため、教科担任制、福祉教育、ふれあい教育など、各学校の持ち味を生かした特色ある教育活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・(小)教科担任制(10校+α) ・(中)福祉教育(2校) ・(中)ふれあい教育(2校) 	継続	指導課								
教育活動の成果を基盤とした学校づくり	○これまで教育改革「プラン21」で取り組んできた成果とこれからの課題を明らかにし、各学校の経営方針に生かしていくため、外部評価を取り入れた「学校評価」を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価者総数352名 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>学識経験者</td> <td>58名</td> </tr> <tr> <td>P T A</td> <td>130名</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>115名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>49名</td> </tr> </table> 	学識経験者	58名	P T A	130名	地域	115名	その他	49名	継続	指導課
学識経験者	58名											
P T A	130名											
地域	115名											
その他	49名											
心の教育の推進	○児童・生徒の悩みや相談に対応するため、教育相談機能の充実を図ります。また、他者への思いやりの心を育てるため、体験的活動や道徳教育、家庭との連携を通して、心豊かな人間の育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談センター、マイスクール八潮の充実 ・市民科の創設 	継続	指導課								
スクールカウンセラーの設置	○児童・生徒の健全育成を推進するため、スクールカウンセラーを全区立中学校に設置し、生徒や保護者の相談と助言、学校の対応の在り方についての支援等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・全中学校の他小学校の拠点校にスクールカウンセラーを配置 	継続	指導課								

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
教員の資質向上	○当面する学校教育の諸課題について研修し、指導内容・指導方法の充実を図るとともに、教員の資質向上を図っていきます。	・小中一貫教育推進に向けての新たな研修会の開設 ・経済同友会、東京学芸大学との連携	継続	指導課
心身障害教育の充実	○心身に障害のある児童・生徒の能力・特性等を伸ばし、多様化する障害に対応できる教育環境の充実を図るとともに、障害のある児童・生徒に対する理解を深める教育を推進します。	・特別支援教育検討 ・委員会の立ち上げ	継続	指導課 学務課
新たな教育内容・方法に対応した施設整備	○小学校と中学校の垣根を取り払い、9年間一貫したカリキュラムを導入した小中一貫校を開設するため、児童・生徒がより快適に学校生活を送り、個性や能力を最大限伸ばせる多様な教育内容・方法等に対応した施設づくりを行います。	・大崎地区一貫校（H18開校） ・大井地区一貫校（H19開校）	継続	指導課
施設の計画的改築・改修	○児童・生徒がより快適に学校生活を送れるよう、21世紀にふさわしく夢と力を育む学校施設の改修を計画的に推進します。		継続	庶務課
学校施設の有効利用	○児童・生徒の減少により生じる空き教室の有効利用を図るとともに、地域におけるコミュニティ活動やスポーツ活動の場として、学校施設の有効利用を促進します。	教室、体育館、校庭の一般開放	継続	生涯学習課
安全で快適な学校環境の整備	○豊かな学校生活を過ごせるよう、学習環境の充実を図ります。	耐震診断、耐震補強工事	継続	庶務課
学校選択制の推進	○子どもが多様な機会を選択できるよう、学校選択制を推進します。	小学校はブロック内、中学校は全区から選択	継続	学務課
学校規模の適正化の検討	○児童・生徒の減少による小規模学校の増加に伴い、学校規模の適正化を検討し、教育効果を高めます。		継続	学務課
開かれた学校づくり	○学校・家庭・地域社会の連携を図るため、中学校の授業に地域住民も一緒に学ぶ「公開授業」とともに、地域住民を学校に招き授業に生かす「まちの人々に学ぶ授業」を実施します。	・中学校全校にて「公開授業」実施 ・まちの人々に学ぶ授業（小）18回、（中）10回実施	継続	指導課
放課後児童の健全育成	○放課後や土曜日等の児童の活動場所として、学校施設を活用して学習、スポーツや遊びのできる場として、すまいるスクールの整備を推進します。	・H16までに31校開校 ・H17までに小学校全校で開設予定	継続	庶務課

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
スチューデント・シティの推進	○小学生が社会や経済のしくみを体験を通して学ぶ場として、NPOの協力を得ながら、スチューデント・シティを推進します。 ○小学校でのスチューデント・シティの学習を踏まえ、中学校が経済・社会の仕組みの学習をさらに発展させ、将来設計について体験的に学習する場を開設します。	・小学校全校にて実施（5年生対象） ・中学1年生でCAPSの実施（モデル校） ・中学校における経済体験学習の検討	継続	指導課
			新規	指導課
地域社会との連携の推進	○学校と保護者・地域住民等による情報交換の場を充実し、地域社会と学校との緊密な連携を図ります。	・小・中学校全校で学校公開、説明会を実施 ・小・中学校全校で道徳授業を公開	継続	指導課
学校情報の発信	○学校教育の理解を深めるため、学校公開を充実するとともに、学校だよりやインターネットのホームページ等を活用し、学校情報を地域に発信します。	・小・中学校全校でHPを開設 ・小・中学校全校で学校案内を作成	継続	指導課

■ コラム 子どもへの進学期待

保護者の子どもへの進学期待は、総じて女の子よりも男の子により高い段階の学校まで進学を期待する人が多くみられます。また、進学段階では、男女共に「大学まで」進むことを期待するという回答が圧倒的に多くみられます。

■ 子どもへの進学期待：長子が中学生以下の夫婦

期待学校段階	現在の学齢（男の子）			現在の学齢（女の子）		
	乳幼児	小学生	中学生	乳幼児	小学生	中学生
中学校	-	-	-	-	1.3%	-
高校	7.9%	4.3%	7.4%	7.9%	6.3%	10.7%
専修学校（高卒後）	3.6%	10.0%	-	3.6%	11.3%	3.6%
短大・高専	-	-	3.7%	18.6%	18.8%	14.3%
大学	80.6%	81.4%	81.5%	66.4%	58.8%	71.4%
大学院	7.9%	4.3%	7.4%	3.6%	3.8%	-
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
（標本数）	（139）	（70）	（27）	（140）	（80）	（28）

資料：少子化の見直しに関する一般調査プロジェクト『品川区「少子化に関する区民調査」結果報告書』平成15年3月

③ 家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
家庭教育学級の充実	○児童・生徒の健全育成を図り、明るい家庭づくりを推進するため、家庭教育講座・講演会・区立幼小中PTAや私立幼稚園保護者会等委託学級など多様な学習機会を提供し、家庭教育を振興・支援します。	・委託学級(2～10回)を公立幼稚園17園、区立小中学校PTA58校で実施	継続	生涯学習課
家庭教育支援ネットワーク講習	○子どもの発達段階に応じ、その特徴や親の関わり方を学ぶ教室の開催、地域で子育てに関するネットワークづくりを促進するための講習会の開催など、家庭教育支援ネットワーク講習の充実を図ります。	・年間4教室(1コース5回)定員30～40人	継続	生涯学習課
家庭における読書活動の推進	○子どもの育ちにとって、また育児の上でも読み聞かせや読書は、多くの効果をもっています。この読書活動の意義への理解を醸成するため、啓発活動を展開するほか、「しながわ子ども読書の日」を制定し、家庭における読書活動の定着を図ります。		新規	品川図書館
地域における読書活動の推進	○保健所乳幼児検診や幼児クラブなど区内各施設での育児世代の集まる機会に、親子の心と体のふれあう子どもの読書の意義や絵本の紹介などを行う「ブックスタート事業」を展開します。 また、保育園・幼稚園・児童センターなど子どもたちが集う場所の読書環境を整備します。		継続	品川図書館 児童課 保育課 保健所等
学校における読書活動の推進	○学校図書館をコンピュータ化し、オンライン化するなど整備し、学校教育での活用や読書指導の充実を図ります。また、学校図書館ボランティアを配置するなど、いつも子どもたちが利用でき、読書や調べものができるようにしていきます。 品川版課題図書などを選定し、すぐれた本との出会いの機会をつくりだします。		継続	区立小中学校 品川図書館

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
図書館における読書活動の推進	○区立図書館は、品川区における子ども読書活動の拠点として、家庭・地域・学校・関連施設での推進活動を支援していきます。そのため、地域で子どもたちの読書活動を支えるボランティアの育成や、関連施設の職員への研修、活動の支援を行います。また、4月23日の子ども読書の日イベントを行うほか、さまざまな事業を通して、子どもたちの読書への動機付けを行っていきます。		継続	品川図書館
お年寄りとお年寄りのふれあい事業（世代間交流の促進）	○高齢者と子どもが学校給食を通じてふれあう世代間交流は、高齢者がその経験と知恵を伝承するなど親世代とは異なる関わりの中で、子どもの豊かな育ちを支えることができるとともに、高齢者の生きがいづくりにもつながります。	ふれあい給食 30校	継続	高齢事業課

■ コラム 習い事の数

習い事の平均値をみると、男の子では小学校高学年、女の子では小学校低学年で最も多くなっています。

■ 男の子の習い事の数

子どもの年齢	総数	標本数	なし	1つ	2つ	3つ	4つ	5つ	平均
乳幼児	100.0%	94	21.3%	30.9%	24.5%	7.4%	12.8%	3.2%	1.69
小学生（1～3年）	100.0%	27	14.8%	29.6%	14.8%	14.8%	14.8%	11.1%	2.19
小学生（4～6年）	100.0%	20	10.0%	25.0%	10.0%	40.0%	10.0%	5.0%	2.30
中学生	100.0%	11	-	54.5%	9.1%	9.1%	9.1%	18.2%	2.27
高校生	100.0%	30	33.3%	43.3%	20.0%	-	-	3.3%	1.00

■ 女の子の習い事の数

子どもの年齢	総数	標本数	なし	1つ	2つ	3つ	4つ	5つ	平均
乳幼児	100.0%	89	14.6%	28.1%	14.6%	21.3%	12.4%	9.0%	2.16
小学生（1～3年）	100.0%	33	12.1%	12.1%	30.3%	21.2%	15.2%	9.1%	2.42
小学生（4～6年）	100.0%	24	12.5%	25.0%	16.7%	25.0%	16.7%	4.2%	2.21
中学生	100.0%	22	22.7%	45.5%	22.7%	9.1%	-	-	1.18
高校生	100.0%	22	45.5%	31.8%	22.7%	-	-	-	0.77

資料：少子化の見直しに関する一般調査プロジェクト『品川区「少子化に関する区民調査」結果報告書』平成15年3月

④ 親になるための学習環境の整備

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
乳幼児健診、健康相談における学習機会の提供	○妊娠期からの健康教育や各種乳幼児健康診査、健康相談を通して、乳幼児期の子どもの成長・発達に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する学習機会の提供や出張健康学習を推進します。	・保健所等で随時実施	継続	健康課 保健所等
保育園、幼稚園における学習機会の提供	○家庭において適切な親子関係を築き、しつけや教育のできるよう、保育園や幼稚園における学習機会の提供を促進します。	保育園PTAの設置 家庭教育学級	継続	保育課 生涯学習課
中高生のための体験講座の充実	○中学生・高校生が、「いのちを育む」ための知識や関わり方などが学べるよう、保育園や保健所等で乳幼児とふれあう保育体験講座の充実を図ります。	・区内保育園10園、 高齢者施設4～6施設（定員50～60人）	継続	生涯学習課
乳幼児期の家庭教育・子育て講座の開催	○乳幼児のいる家庭教育やこどもの文化、遊び、仲間づくりなど交流する機会を設けます。	・文化センターで年4教室（1教室4～5回） ・区内の公私立幼稚園PTAへの事業委託	継続	生涯学習課

（５）子どもの豊かな遊びと体験機会の充実

【現状と課題】

都市化の進展等により、遊び場を確保することが困難となってきていますが、子どもが健やかに成長していくためには、子どもの生活の場である遊び場は欠くことのできない要件であり、遊びは子どもの生活の場でもあります。

子どもの遊び場については、安心して遊べる場の減少に加えて、学習塾等への偏重、さらには子どもの安全確保など保護者の意識により、地域における「子どもの世界」の成立が難しくなってきています。その結果、子ども同士の交流が減少し、パソコンやゲーム機などの普及によって屋内での遊びや一人で遊ぶ子どもが増加しています。

今後とも、子どもの遊びが活発に展開されるよう、さまざまな体験活動にも配慮しながら、子どもたちがいきいきと遊べる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

① 子どもがいきいきと遊べる環境づくり

年齢の違いや在籍する学校等にかかわらず、子どもたちがいきいきと遊べる環境づくりを推進するとともに、遊びのボランティアやプレイリーダーを育成し、子どもたちの遊びを支援します。

② 豊かな体験活動の充実

子どもたちが自然や文化・芸術、スポーツ活動に親しみ、仲間づくりや高齢者とのふれあい、多様な体験ができるよう、さまざまな体験活動の場と機会の提供に努めます。

③ 子どもの遊びと健全育成

地域の子どもの活動の拠点として、さまざまな遊びを通じて創造性、自主性、社会性等を養い、子どもの健全育成を図るため、児童センターの整備を計画的に推進するとともに、時代にふさわしい運営や事業を提供できるよう事業内容の改善に努めます。

また、今後は児童センターが中学生・高校生の居場所としての役割を担えるよう、子どもたちの意見や視点を取り入れながら、子どもの創造性・自主性を育みます。

【推進計画】

① 子どもがいきいきと遊べる環境づくり

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
公園の整備	○ねむの木の庭（旧正田邸記念公園）や大井水神公園、東品川海上公園など身近な公園の整備を計画的に推進するとともに、水に親しみ、緑があふれる環境のもとで、子どもたちがいきいきと遊べる公園の整備に努めます。	区立公園 215 か所 54万7900㎡	継続	管理工事課
既存公園の改修	○既存の公園については、バリアフリー化などを推進し、地域特性を生かした個性的で魅力ある公園として改修します。		継続	管理工事課
公園・児童遊園の維持管理	○公園等が常に良好な状況で利用できるよう、園内の遊戯施設、休養施設、管理施設等を点検し、必要な補修を行うなど、公園・児童遊園の維持管理の徹底に努めます。		継続	道路公園課
安心して遊べる場の整備	○子どもが日曜・祝日の学校休業日に利用できる遊び場を身近に確保するため、PTAに委託して小学校の校庭開放を推進します。	・校庭開放 40校、 延べ 2177日間	継続	生涯学習課

② 豊かな体験活動の充実

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
自然体験教室の推進	○野外での生活体験を通して、仲間とのふれあいや自然の豊かさ、大切さを学び、子どもたちの豊かな心と健康な体を育てるため、自然体験教室を推進します。	・5泊6日(小学4～中学生定員70人)	継続	生涯学習課
プラネタリウム、天体観望会、五反田星の会、星空と音楽の夕べ	○宇宙への体験の入口として、プラネタリウムへの関心を深めるための星座解説をはじめ、天体観望会、少年少女教室、星空と音楽の夕べなどプラネタリウム事業を実施します。	・プラネタリウム投影175回 ・天体観望会12回 ・少年少女講座12回 ・星座と音楽の夕べ2回	継続	生涯学習課
親子歴史講座の推進	○家族で歴史を体験学習することを通して、地域の歴史について理解を深めてもらうとともに、家庭内の対話を増やす機会を提供します。	・歴史館で1回(15組30名)	継続	生涯学習課
少年少女教室の推進	○豊かな人間関係を育むことをねらいに、異年齢集団による自然観察・文化活動等の体験学習の機会を提供します。	・年間2教室(1教室4～5回) ・小学3～6年生(定員30人)	継続	生涯学習課
昔さがしーちょっと昔の道具展	○品川歴史館において、小学校4年生の社会科学習にも対応する大正時代から昭和40年代に区民が使用していた生活道具類を展示し、昔の暮らしについて子どもたちの理解を深める機会を提供します。	・65日開催	継続	生涯学習課
少年少女スポーツの普及、少年少女スポーツ大会の充実	○スポーツを通じて交流を深め、仲間づくりや青少年の心と体の健康を促進するため、地域のスポーツ指導者等の協力を得て開催する少年少女スポーツ事業や少年少女スポーツ大会の充実を図ります。	・少年少女スポーツ事業 ・スポーツ大会(サッカー2大会・野球3大会・バレーボール1大会)	継続	生涯学習課
スポーツ教室	○スポーツを通して、青少年の心と体の健康を促進するとともに、スポーツを行うきっかけづくりと、気軽に継続的な運動習慣を身に付けられるよう、区立体育館で実施する少年少女スポーツ教室の充実を図ります。	・4教室延べ248回	継続	生涯学習課

③ 子どもの遊びと健全育成

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
児童センターの再編と新設	○地域との関わりなどを通して創造性、自主性、社会性を養い、明日の子どもたちの健全育成を図るため、これまでの児童センターブロックをコミュニティブロックに再編し、より地域に密着した施設として児童センターの充実を図ります。	・	継 続	児童課
	○乳幼児連れの親子から中学生・高校生までが活発に活動でき、交流もできる新たな児童センターの整備を推進します。		新 規	児童課
放課後児童育成事業の再編	○放課後帰宅しても、保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学校低学年の子どもや地域の子どもに対し、すべての子どもを対象とした「すまいるスクール」の活用を進めます。	・13学童保育クラブの再編	継 続	児童課
すまいるスクールの整備	○放課後や土曜日、夏休みなど長期休業日等に、学校施設を利用して、子どもが学習や遊び、スポーツができる居場所として小学校全校での実施を目指して「すまいるスクール」の整備を計画的に推進します。すまいるスクールは、平成16年度から放課後児童健全育成事業を担うとともに、地域のボランティアの協力を得たり、PTAとの共同で事業を開催するなど、幅広く人々の関わりの中で子どもたちの豊かな人間性を育み、健全育成に努めます。	平成16年度開設 12校 計31校開設済	継 続	庶務課

(6) 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

【現状と課題】

品川区では、バブル期において中堅ファミリー層を中心として人口の区外流失がみられましたが、近年の地価下落等によりマンション購入がし易くなったことなどから、都心回帰現象が起き、区人口の減少傾向が収まりつつあります。品川区では、住宅計画として平成12年に第3次住宅マスタープランが、まちづくり計画として平成13年3月に市街地整備基本方針が策定されました。どちらの計画においても少子高齢化を踏まえ、活力ある地域社会の形成の一環として中堅ファミリー世帯の定住誘引を重視しています。

こうしたファミリー世帯にとってやさしいまちであるために特に課題として挙げられるのは、子育てに適した住宅や住環境の整備、安心して外出などができる都市の整備、事故や犯罪から子どもを守る環境・体制づくりであると言えます。

区内の住宅は以前に比べて面積も拡大し、住宅数も充足していますが、依然としてファミリー向けの良質な住宅は十分にあるとは言えず、区は率先してこうした住宅の普及に努める必要があります。また、市街地再開発事業の推進により、良好な住宅・住環境の整備を同時に進めることが求められています。

住宅やまわりの環境だけでなく、都市の整備に際しても、バリアフリー整備など子どもやその親が安心して外出できるような施設等の整備が必要です。

品川区の大半は住宅や工場、焦点が密集した住工商混在型市街地となっています。こうしたエリアでは見通しが悪く幅員が狭い道路が多く、子どもの飛び出しなどによる交通事故の可能性が考えられます。また、乳幼児を自動車に乗せる際はチャイルドシートの設置が義務づけられていますが、正しい設置方法、使用方法が十分に普及しているとは言えず、かえって危険性が増す場合も見受けられます。こうした現状を踏まえ、区では子ども自身に対してだけでなく、保護者や教員などへの安全教育を徹底し、事故の防止に努める必要があります。また、近年多発する子どもを狙った犯罪に対しても、関係各者が連携・協力して、犯罪を未然に防ぐことが肝要です。

今日は「子育てがしにくい環境」であると言われますが、区では設備面・人材面の双方から整備を進め、子どもと子育てにやさしいまちづくりに取り組む必要があります。

また、行政施策だけでなく、地域全体が子育てにやさしい眼差しを注ぎ、公園に多くの人々が集うような地域全体の活性化を図る取り組みも大切です。

【施策の方向】

① 子育てに配慮した住宅・住環境の整備

子育てを担う若いファミリー世帯を中心に、広くゆとりのある住宅を確保することができるよう、良質な賃貸住宅を供給するとともに、区民住宅での住替え制度の導入や二世帯住宅を新築・購入する世帯に対して、その費用の一部を助成するなど、良質な住宅ストックを確保・活用します。

また、住宅だけではなく周辺の住環境にも配慮し、市街地再開発事業の推進により住宅や生活支援施設の整備を進め、職住近接の快適な環境づくりに努めます。

② 安心して子育てができるまちづくり

子どもや子ども連れの親などが安心して外出できるよう、公共施設をはじめとした周辺環境のバリアフリー化を進めます。また、乳幼児を連れた親などが積極的に外に出られるよう、公共施設における子ども用トイレの設置や、ベビーベッド、授乳室などの整備を進め、安心して子育てができるまちづくりを目指します。

③ 子どもの安全確保

子どもの交通安全を確保するため、子ども自身に対してだけでなく保護者に対する教育（チャイルドシートの正しい使用法を含む）を行い、事故防止に努めます。

また、近年は子どもを狙った凶悪な犯罪が多発しており、事件防止のためには専門家を中心に行政・保育所・学校・家庭・地域・関係団体の連携・協力体制を確立し、総合的な防犯対策を行うことが必要です。万が一被害に遭った子どもについては、精神的ダメージを軽減し、立ち直りを早めるためのケアが不可欠です。

【推進計画】

① 子育てに配慮した住宅・住環境の整備

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
住み替え可能で多様なファミリー向け区民住宅の供給	○中堅所得者層のファミリー世帯が住み替え可能な多様なタイプの良好な賃貸住宅を供給します。	・平成16年4月現在、3団地630戸を供給	継続	住宅課
二世帯住宅を新築・購入に対する助成	○少子高齢化に対応し、二世帯で居住する高齢者対応の住宅の新築・購入に対し、その費用の一部を助成することにより定住の促進を図ります。また、平成17年度は就学前児童を含む多世代世帯に対し5件の優先枠を設け、子育て世代を支援します。	・平成15年度19件	継続	住宅課
市街地再開発の推進	○駅前など都市部エリアの既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新を図るとともに、住宅や公共施設などの整備等を誘導し、職住近接の市街地形成を促進します。		継続	都市開発課
シックハウス対策	○学校や保育園等におけるシックハウス検査や住宅におけるシックハウス対策工事への補助を行います。		継続	保育課 住宅課 学務課

② 安心して子育てができるまちづくり

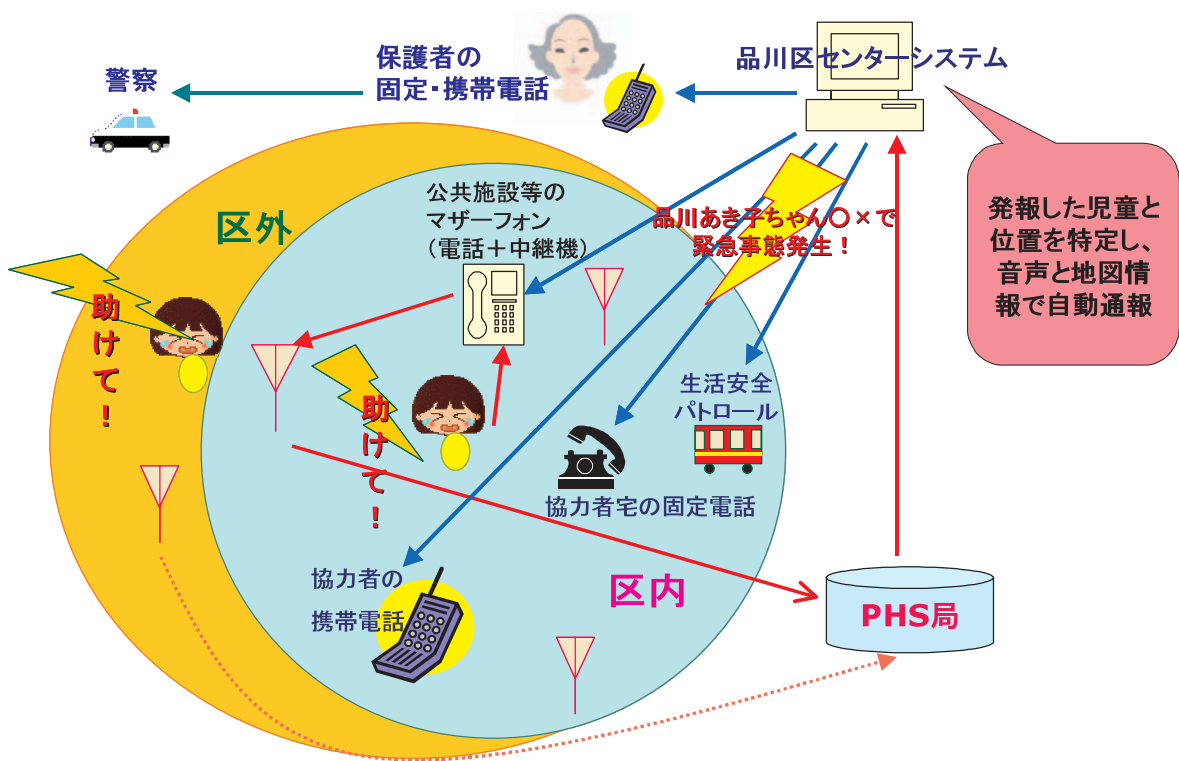
事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
公共施設・建築物等のバリアフリー化	○公共施設や各建築物等におけるバリアフリー化（段差の解消や手すりの設置等）を進めます。		新規	関係各課
公共交通機関・道路等のバリアフリー化	○鉄道駅におけるエレベーターの設置や、道路のバリアフリー化（段差解消やベビーカーが通りやすいように歩道の拡幅を行うコミュニティ道路の整備など）を進めます。		継続	高齢福祉課 都市計画課
子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	○公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置整備を進めます。		継続	関係各課
子育て世帯へのバリアフリー情報提供	○「子育てバリアフリーマップ」の作成・配布や、各種のバリアフリー施設・交通の整備状況等をインターネットで提供します		新規	児童課
空き店舗を利用した託児施設の設置	○商店街振興組合、社会福祉法人、NPO法人等が商店街の空き店舗を借り上げて改装等を行い、保育施設や親子交流施設等のコミュニティ施設を設置、運営する際の改装費や家賃等を補助します。		新規	児童課
道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所等における設備の改善、防犯設備の整備	○道路、公園等の公共施設等において、防犯灯や緊急装置を設置するなど、防犯設備の整備を行います。 ○公園や児童遊園の改修の際に、見通しを良くするなど、安全な公園の整備を行います。		継続	管理工事課 道路公園課 地域活動課 (生活安全担当)
交通安全施設の整備	○交差点付近での交通事故を防止するため、きらら舗装や夜間点灯式ブロック等を整備を推進します。また、夜間の交通安全と防犯を目的に街路灯の建て替えを進めます。		継続	管理工事課 道路公園課

③ 子どもの安全確保

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
交通安全教育の推進	○交通安全知識の普及・徹底のため、保育園・幼稚園や学校、地域等における参加・体験型等の交通安全教育を推進します。		継続	管理工事課 保育課 指導課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	○チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、使用効果及び使用法についての普及啓発活動を行います。		新規	管理工事課 指導課
乳幼児の事故防止教室	○乳幼児に多い家庭内での「不慮の事故」を防ぐため、注意事項等について事故予防教室を開催します。 ○妊娠期からの健康教育や新生児訪問、乳幼児健康診査、健康相談の機会を通じて子どもの事故防止の普及啓発に努めます。	・保健所・保健センターで3回	継続	健康課 保健所等
犯罪等に関する情報提供	○地域住民に対し、交番・駐在所広報誌、警視庁本部のホームページ等によって、子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口等の情報の提供を推進します。		新規	地域活動課 (生活安全担当)
防犯関係機関・団体との情報交換、連携	○子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口等の情報について、関係機関・団体との情報交換を推進します。		継続	地域活動課 (生活安全担当)
学校周辺や通学路におけるパトロール活動の実施	○防犯ボランティアによる自主的なパトロール活動に対し、地域安全情報の提供を含め適切な指導助言を行うとともに、警察官に同行しての合同パトロールの実施、防犯ボランティアの活動についての広報等による支援を推進します。		継続	指導課 地域活動課 (生活安全担当)
防犯講習の実施	○住民の自主防犯行動が実施されるよう、防犯設備士等の専門家の参加を得、犯罪類型、対象者等に応じた参加・体験・実践型の防犯講習を実施します。 ○子どもが自ら防犯上の対策を身に付けるため、全児童を対象に防犯ブザーを配布し、注意を促します。 ○教職員、保護者等の学校における防犯教室の指導員等を対象とした講習会を開催します。	小中学生全員配布	継続	学務課 指導課 地域活動課 (生活安全担当)

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
近隣セキュリティシステムの導入	○子どもが自ら防犯行動に移れるようシステムの子機を携帯し、緊急発報時には地域の防犯ネットワークにより子どもの安全を確保する体制づくりを進めます。		新規	地域活動課 (生活安全担当)
子ども110番活動の支援	○子どもが被害に遭った場合、あるいは遭う恐れがある場合の一時的な保護と警察等への通報を行う「子ども110番の家」に対して、ステッカーやポスターを配布するとともに、今後は保護の要領等についてのマニュアルを配布します。		継続	地域活動課 (生活安全担当)

<近隣セキュリティシステムのイメージ（登下校時）>



（7）地域における子育て家庭への支援

【現状と課題】

都市化や核家族化がもたらす家庭環境の変化は、家庭や地域における子育て機能の低下をもたらし、従来家庭や地域の中で継承されてきた育児の知恵や文化が伝えられにくくなってきています。また、親自身が乳幼児にふれた経験が少ないことから、子育てが精神的に大きな負担になっているにもかかわらず、気軽に相談できる相手が身近に得られにくく、孤立し育児不安を一層助長させています。

特に母親である女性にとっては、固定的性別役割分担意識や父親の育児への関わりの少なさ、父親に支えられていると実感できないなかで、育児の負担が心身共に大きいのしかかり、母親が一日中家の中で子どもと向かい合っているような状況と相まって、育児ノイローゼや虐待などの問題が生じる原因ともなっています。

今後は、児童センターや保育園、幼稚園等の機能を生かして、地域の中で子育てを支援する機能を充実するとともに、ボランティア活動や子育てサークル等への支援を強化し、子どもを中心とした仲間づくりを促進していくことが必要になっています。

また、出産・育児が女性の社会進出を阻む原因となったり、精神的・肉体的に過重な負担とならないよう、男女が互いに尊重しあい、共に支え合える社会の形成をめざして子育てへの男女共同参画を推進していく必要があります。

【施策の方向】

① 地域における子育て家庭への支援

児童センターや保育園、幼稚園等の資源を生かして、地域における次世代育成支援体制の整備を図り、子育て家庭への支援・育成をさらに充実するとともに、従来の子育て支援センターを拡充した（仮称）次世代育成支援センターを核とした総合的な子育て支援システムの構築を目指します。

② 子育ての相談・情報提供体制の充実

子育ての不安感や悩みなどについて、身近なところで気軽に相談できるよう地域における相談体制の充実を図るとともに、より複雑・多様化する相談に対応するため、関係機関との連携のもとで専門的な相談体制の充実に努めます。

また、子育て中の親やこれから親になる人が、妊娠・出産や子育てについての知識を身につけたり、子どもに生活習慣や社会秩序などを教えることができるよう、子育てに関する適正な情報の提供に努めます。

③ 子育ての経済的負担の軽減

子育て家庭の教育費を中心とした経済的負担を軽減するため、子育て家庭に対する経済的支援や負担のあり方などを検討します。

④ 孤立している子育て家庭への対応

孤立化している子育て家庭に対して、保健所の訪問事業の充実を図るとともに、虐待防止のための戸別訪問を行う子育て支援センターの活動を強化します。

■ コラム 子どもを生き育てる上での悩みや問題

子どもを生き育てる上での悩みや問題について、「家庭の経済」や「子どもの教育費」といった経済的な側面を問題としている人が多く、次いで「住居の問題」「子育てと仕事の両立」「子どもの受験や進学」「子どもの身の安全」「子どもの病気や障害」の順となっています。

子どもの有無別にみると、子どものいない人は子どもを持つ人よりも、「子育てと仕事の両立」「妊娠・出産に関する不安」などが悩みとして強いことがうかがえます。

■ 子どもの有無別、子育ての悩み

子どもを生き育てる上での悩みや問題	総数	子どもの有無	
		子ども有り	子どもなし
家庭の経済	40.5%	43.2%	31.0%
子どもの教育費	40.5%	44.4%	28.3%
住居の問題	33.4%	38.9%	18.5%
子どもと接する時間	14.9%	16.2%	8.7%
子育てを手伝ってくれる人／場所	17.2%	17.3%	16.3%
子育てと仕事の両立	29.3%	28.8%	29.3%
子どもをめぐる夫や親との考え方の相違	14.0%	16.6%	7.1%
子どもの学校や幼稚園での生活	19.0%	20.6%	10.3%
子どもの友人関係	23.9%	27.2%	10.9%
子どもの病気や障害	25.1%	27.2%	17.9%
子どもの身の安全	26.1%	31.4%	11.4%
子どもの受験や進学問題	26.4%	34.5%	7.6%
妊娠・出産に関する不安	9.9%	6.1%	20.1%
子どもとの関係	9.7%	11.6%	4.4%
家事・育児の負担が増えること	12.3%	11.4%	12.5%

資料：少子化の見直しに関する一般調査プロジェクト『品川区「少子化に関する区民調査」結果報告書』平成 15 年 3 月

【推進計画】

① 地域における子育て家庭への支援

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
子育て支援センター活動の充実	○ 地域における子育て支援の拠点として、子育て家庭への相談や情報提供、育児講座の開催や交流の場と機会の提供、ショートステイやトワイライトステイなどの一時預りサービス、虐待防止地域ネットワークの連携などを行う子育て支援センター活動の充実を図ります。また、子育て支援センターを核とし、地域における総合的な子育て支援のシステム化を図ります。	・ 子育て支援センター1か所	継続	児童課
子育て関係機関等の連携	○ 地域における子育てを総合的に支援するため、児童センターが中心になり、一定規模の地域ごとに子育てに関係する機関や施設などによる連絡会を設置し、関係機関相互の連携とケース会議を開催します。		新規	児童課
親子サロンの充実	○ 在宅で子育てをしている保護者が身近なところで保護者同士の交流や仲間づくりを通して、子育てに楽しみや喜びが感じられるよう、児童センターに親子サロンの設置を推進します。	・ 親子サロン 17か所	継続	児童課
保育園、幼稚園を拠点とした子育て支援	○ 保育園や幼稚園が、入園している乳幼児だけでなく、その専門性や地域性を活用し、子育て相談や情報提供、園庭の開放、行事における地域の子どもとの交流など、地域の子育て家庭への支援の充実を図ります。	子育て相談 2園	継続	保育課
子育て支援センターにおける一時預かりの推進	○ 保護者の疾病、出産、冠婚葬祭等により家庭における養育が困難になった子どもを一時的に養育するショートステイ事業や、恒常的な残業等により保護者の帰宅が夜間になるひとり親家庭等の子どもを午後10時まで養育するトワイライトステイ事業など、子育て支援センターにおける一時預かりを推進します。	・ ショートステイ定員5人/日 ・ トワイライトステイ定員20人/日	継続	児童課

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
子育てサークル等への支援	○子育て中の親が孤立化せず、情報交換や仲間づくりができるよう母親学級や各種乳幼児健康診査を通じて、仲間づくりとその育成に努めます。	保健所等で実施	継 続	健康課 保健所等
	○地域の子育て中の親のグループや子育て支援を行いたいと希望するグループに、若葉マーク交流研修として自主的な学習・講演会開催の事業委託を行い、活動を支援します。	家庭教育講演会 年2回 家庭教育委託学級(75学級) ・若葉マーク講習 20グループ	継 続	生涯学習課
訪問型育児支援サービスの実施	○育児不安のある母親などを対象として、保健師と保育士との連携のもとでこれらの家庭を訪問し、それぞれの家庭環境に即した子育ての楽しみ方をアドバイスするなど訪問型育児支援サービスの実施を検討します。		新 規	健康課 健康課 保健所等

② 子育ての相談・情報提供体制の充実

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
子育て相談ネットワーク体制の整備	○子どもに関するさまざまな相談が、身近なところで気軽にできるよう各相談窓口の充実に努めるとともに、保育園や幼稚園、地域子育て支援センター、保健所・保健センター・大井保健相談所、児童センター、児童相談所など関係機関相互の連携をより一層強化し、子育て支援センターを核として相談体制のネットワーク化を図ります。	・保健所等で実施	新規	保育課 児童課 健康課 保健所等
地域における相談体制の充実	○保育園や幼稚園における専門性を活用し、子育ての身近な相談窓口としての充実に図ります。 ○民生委員・児童委員、主任児童委員等による子どもや子育て家庭に対する相談・援助活動を推進します。	区立保育園2園	継続 継続	保育課 児童課 高齢福祉課 児童課
教育相談体制の充実	○非行や不登校をはじめ、身体、心、しつけ、子育て等、さまざまな相談に応じ、一人ひとりの子どもが充実した学校生活が送れるよう、教育センターにおける相談体制の充実に図ります。	教育相談研修会	継続	指導課
子育て情報の総合的提供	○行政情報はもとより、子育てグループ情報やイベント、子育て講座情報等、子育てに関連する情報を総合的かつ即時に提供できるよう、品川区のホームページを活用した情報提供を推進します。 ○子育てに関する各種の施策や情報を年齢別、問題別など体系的、総合的に提供するために、「いきいきあんしん子育てガイド」の内容の充実に図ります。	・年1回更新	継続 継続	関係各課 健康課 保健所等
保育園や幼稚園における情報提供	○保育園や幼稚園等の子どもが利用する施設について、区民の利用や希望する施設が選択がしやすくなるよう施設内容等の情報提供に努めます。	パンフレットの作成 区のホームページ掲載	継続	保育課
「幼児期の子育てのポイント」(家庭教育資料)による情報誌の配布	○3～5歳児の保護者に家庭教育や子どもの成長を促すための親の係りなどの情報を提供します。	リーフレットの作成 年1回区内の保育園を通じて配布	継続	生涯学習課

③ 子育ての経済的負担の軽減

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
児童手当制度等の普及・啓発	○児童手当制度や母子家庭等において子どもを養育する保護者に支給される児童扶養手当制度、障害のある子どもを養育する保護者に支給される特別児童扶養手当制度の普及・啓発に努めます。	平成15年度 ・児童手当 7,726件 ・児童扶養手当 1,580件 ・特別児童扶養手当 218件	継続	児童課
児童育成手当制度の推進	○ひとり親家庭又は保護者に重度の障害がある子どもの心身の健全な成長を促進するため、育成手当又は障害手当を支給する児童育成手当制度を推進します。	平成15年度 ・児童育成手当 2,349件	継続	児童課
子どもすこやか医療費助成制度の推進	○小学生までの子どもの健康を確保するため、子どもに係る医療費を助成する子どもの医療費制度を推進し、医療費の負担軽減に努めます。		新規	児童課
ひとり親家庭の医療費助成制度の普及・啓発	○ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭の医療費助成制度の普及・啓発に努めます。	平成15年度 ・受給世帯 1,584件	継続	児童課
入院助産制度の普及・啓発	○入院して分べんする必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦を助産施設に入院させて助産を行う入院助産制度の普及・啓発に努めます。	平成15年度 ・実施件数 1件	継続	児童課
保育料の適正化	○保育園の保育料が適正な負担であるように、保護者の理解と協力を求めながら、バランスのとれた適正な保育料体系の設定に努めます。		継続	保育課
私立幼稚園就園奨励費等の支給	○私立幼稚園等在園児保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園等就園奨励費補助金、園児保護者補助金、入園料補助金制度を推進します。		継続	保育課
就学援助の推進	○経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して学用品費等を援助する就学援助制度を推進します。	小学校 27.6% 中学校 28.0%	継続	学務課
多子家庭給食費補助の推進	○義務教育を受けている児童・生徒が3人以上いる世帯に対して、3人目以降の区立小・中学校在学者に給食費を補助する多子家庭給食費補助制度を推進します。	小学校 94件 中学校 0件	継続	学務課

④ 孤立している子育て家庭への対応

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
新生児及び産婦訪問指導の充実	○主として生後28日以内の新生児及び産婦を対象に、保健師や訪問指導員(助産師)が家庭訪問し、子どもの疾病予防、発育、栄養等の指導を行うとともに、母親の心身の健康を保つための指導の充実を図ります。	平成15年度訪問延べ862件	継続	保健所等
品川区児童虐待防止協議会活動の活発化	○児童虐待の予防、早期発見から子どもとその家族の援助を図るため、品川区児童虐待防止協議会活動の充実を図ります。	・全体会年1回 ・分科会年3回 ・ケース会議随時	継続	児童課
保育園の役割強化	○地域における身近な児童福祉施設としての保育園は、保育士の豊かな経験や知識・技能を生かし、保健所・保健センターと連携を図りながら、地域に向いて子育て支援を行うなど、子育て家庭への支援機能を一層強化します。当面、区立保育園を中心に進めます。		新規	保育課
訪問型育児支援サービスの実施	○育児不安のある母親などを対象として、保健師と保育士との連携のもとでこれらの家庭を訪問し、それぞれの家庭環境に即した子育ての楽しみ方をアドバイスするなど訪問型育児支援サービスの実施を検討します。		新規	健康課 保健所等 保育課

(8) 地域の子育て力を高める環境づくり

【現状と課題】

子育ては、家庭に明るさや幸福をもたらし、親自身の人間的な成長にもつながりますが、核家族化や地域との関わりの希薄さにより、子育てが孤立化し、子育てに不安感や負担感をもつ家庭も増えています。こうした問題を解決するのに、行政サービスだけで対応するには難しい面もあります。

子育ての基本は家庭にあります。核家族化等に伴い、家庭における養育機能が低下している状況においては、地域社会の積極的な支援が必要になっています。

地域で楽しく子育てができるよう、地域の人々が子育ての状況について理解を深めるとともに、子育てにやさしい眼差しを注ぎ支えていくことが大切です。制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係をつくっていくことが必要になっています。

【施策の方向】

① 地域における子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てを社会全体で支えていくために、地域の人々が子育て家庭や子どもをあたたく見守り、支援する力を高めるとともに、地域の人材や団体、施設等のさまざまな資源のネットワーク化を図り、地域ぐるみで子育て家庭をサポートする新しいしくみを構築します。

② 健やかに育つための地域活動の促進

地域全体で子どもを育成する気運を高めるとともに、子どもたちが地域の中で明るくのびのび育つことができるよう、青少年対策地区協議会等と連携し、健全育成事業を推進するとともに、活動の強化と充実を図ります。

【推進計画】

① 地域における子育て支援のネットワークづくり

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
子育てに関する多様な市民活動の展開	○社会福祉協議会と連携して、子育てに関するボランティア活動や市民活動を奨励するとともに、情報の提供や活動助成などNPO、ボランティアグループの育成に努めます。		継続	高齢福祉課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	○地域の子育て力を高めるため、会員同士が助け合い、育児をサポートするファミリー・サポート・センター事業を推進し、地域の子育ての輪を広げ、地域で子育てを支援する環境づくりを進めます。	平成15年度末 ・提供会員 193人 ・依頼会員 558人	継続	児童課
ふれあいサポート活動会議	○子育て中の親が孤立感に陥ることなく、子育ての喜びを分かち合うことができるよう、地域住民が主催する子育てサロンや交流の場などを広めていくため、社会福祉協議会と町会・自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員などとの連携事業である「品川区ふれあいサポート活動」への支援を通して、区内13地区で子育て家庭を対象としたふれあいサポート活動の実践を促進します。		継続	地域活動課
子育て支援者の育成	○子育てや子どもの育ちを地域ぐるみで支援し、地域の子育て力を再構築するために、地域に埋もれている保育士や保健師などの有資格者や地域で身近な子育て支援を実践する人材を発掘するとともに、子育て中の親にとって身近な相談者や支援者としての役割が果たせるよう、子育て支援者としての育成に努めます。		新規	児童課
子育て支援ネットワークづくり	○地域の子育てサークル・子育て支援活動を行うグループ・サークルの代表者等を対象にして、子育て支援活動の充実や支援の方策を研修し、ネットワーク間の連携・協力をつくる支援の機会を提供します。	・年1回(3~4回)定員 30~40人	継続	生涯学習課 児童課
生涯学習課児童保育者登録制度	○家庭教育講座・図書館の子ども向け事業開催中の保育を担当します。地域の子育てグループの学習会の保育も支援します。	・保育士、教員等有資格者を2年間登録 70人	継続	生涯学習課

② 健やかに育つための地域活動の促進

事業名	事業内容	現況 (平成16年度)	実施状況	所管課
青少年問題協議会の運営	○品川区における子どもの指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の検討および関係団体・関係機関相互の連絡調整を図るため、青少年問題協議会を運営するとともに、リーフレットや中学校生活ガイドブック等の啓発誌を発行します。		継続	地域活動課
明るい家庭づくり啓発活動の推進	○家庭が子どもたちの人格を形成するうえで最も重要な場であり、親と子のふれあいを目的とした事業の実施を通して、明るい家庭づくり運動の普及・啓発に努めます。		継続	地域活動課
青少年対策地区委員会活動の活発化	○地域ごとに子どもの健全育成活動を一層充実するため、地区委員会で実施する事業の活発化を促進するとともに、地区委員相互の交流を図るため、研修会やニュースポーツ体験などの機会の確保に努めます。		継続	地域活動課
青少年委員活動の活発化	○地域の青少年の健全育成を図るため、青少年活動を促進し、余暇指導、青少年団体活動の育成、相談や連絡調整を行う青少年委員活動の活発化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ジュニアリーダー教室（月1回程度、定員130人） ・クイズラリー（定員250人） ・親子キャンプ（1泊2日、定員150人） 	継続	生涯学習課
体育指導員等の活動の活発化	<p>○区民のスポーツ振興を図るため、地域のスポーツのコーディネーターとして、地域のスポーツ・レクリエーション活動の連絡・調整・指導などを行う体育指導員活動の活発化を促進します。</p> <p>○地域のスポーツ環境づくりや交流を進めるため、学校施設の利用調整をはじめ、情報交換や各種スポーツ事業の企画・運営を行う地区スポーツ・レクリエーション推進委員会と体育指導委員の連携・協力を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキング4回 ・体指杯スポーツ大会1回 ・地域スポーツ推進事業311回 	<p>継続</p> <p>継続</p>	<p>生涯学習課</p> <p>生涯学習課</p>
P T A 活動支援事業の推進	○子どもの教育環境づくりと健全育成を目指して、研修会やP T A 親子のふれあいや地域との交流を図る子ども地域活動推進事業、中学校P T A が地域や小学校と情報交換し、共通理解を深める地域健全育成運営協議会、などのP T A 活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校地域健全育成運営協議会年3回（18校実施） ・親子ふれあいや地域の交流（1～2回）小・中学校58校実施 	継続	生涯学習課

第5章

計画の推進のために

1 各主体の役割 ……………	76
(1) 家庭 ……………	76
(2) 保育園・幼稚園・学校 ……	76
(3) 地域社会 ……………	76
(4) 団体 ……………	76
(5) 事業所 ……………	77
(6) 行政 ……………	77
2 計画の推進体制 ……………	78

1. 各主体の役割

この計画を推進するにあたっては、子どもと家庭の問題について社会的関心を高めていくとともに、家庭、学校、地域社会、団体、事業所、行政などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

(1) 家庭

子どもが心身共に健やかに成長するために、家庭においては両親が協力して家事・育児にあたるとともに、父親が家事・育児に直接携われない場合でも母親が「母子ともに父親に見守られている」と感じられるように母親をしっかり支えることが大切です。また、家族が協力し合い、十分にコミュニケーションをとり、親子のふれあいを深めるなど、やすらぎのある家庭づくりが以前にも増して重要になってきています。

子どもが「愛され、大切にされている」と感じることであれば、大人への信頼感が生まれ、他の子どもをも大切に作る心が育ちます。

また、地域社会を担う主体として、地域の子どもの健全育成に積極的にかかわっていくことが必要です。

(2) 保育園・幼稚園・学校

子どもたちが互いに相手を大切にし、人権を尊重し合う意識を高め、子どもたち一人ひとりの個性を生かし、創造力を伸ばす魅力ある保育園・幼稚園・学校づくりを推進していくことが必要になっていきます。

また、自ら学ぶ意欲を持ち、主体的に判断し、行動できる資質と能力を育成することも求められています。

(3) 地域社会

地域における多様な人々との交流を通し、子育ての情報交換や仲間づくり、親子で参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣が互いに助け合える地域づくりを進めるなど、子育て中の家庭を地域の中で支援する体制づくりが求められています。

また、子どもたちを地域の中で明るく、のびのびと育てることができるよう、地域ぐるみで育成環境づくりを進めることが必要です。

(4) 団 体

子どもたちが豊かな人間性を身につけながら健やかに成長できるよう、活動の活発化や指導者の育成に努めながら、団体相互の交流、各団体が行う活動にさまざまな体験活動の機会を取り入れるなど積極的な姿勢、取り組みが求められています。

(5) 事業所

女性の社会進出の増加に伴い、共働き家庭が一般化する中、男女が共に働きながら子育てができるよう、育児休業制度の定着・充実やフレックスタイム制、育児中における勤務時間の短縮など、子育てがしやすい就労環境づくりが求められています。

また、地域社会の一員として、地域とともに、子どもの健全育成や子育てを支援していくことも必要です。

(6) 行 政

品川区は、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりに向けて、各種サービスや事業を総合的・計画的に推進していきます。

また、区民の地域活動を積極的に促進するとともに、事業所の理解や民間団体等との協力を深めるなどし、民間活力を引き出しながら計画の円滑な推進を図ります。

2. 計画の推進体制

区民、学校、地域社会、団体、事業所等と行政が協力し合い、一体となって、この計画を推進していくために、次の体制により着実な実効を図っていきます。

○ 進行管理

この計画が実効性のあるものとするため、「品川区次世代育成支援対策推進協議会」が計画の進行管理を行います。

○ 情報公開

この計画は、区民、学校、地域社会、団体、事業所等の各主体が計画の進捗状況などの情報を共有し、協働して計画を推進することが不可欠であることから、毎年度計画の進捗状況や評価などを「区のおしらせ しながわ」や品川区のホームページを通して区民に公表します。

○ 行財政の効率的運用

本計画の期間は平成 17 年度から平成 21 年度までの5か年ですが、保育園・幼稚園等の制度改革、景気の動向、区民ニーズの変化、人口の変動、財政事情の変化など、この間にもさまざまな社会経済情勢の変化が予想されます。そうした状況を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを図っていきます。

今後増大する保育ニーズ等に的確に対応するため、行政改革に積極的に取り組むとともに、民間活力を活用しながら、より効率的な事業展開を図ります。

また、この計画が実効性のあるものとするため、『品川区総合実施計画』において、積極的に具体化を図っていきます。

資料編

1. 品川区次世代育成支援対策推進協議会設置要綱

平成16年5月27日区長決定

要綱第107号

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条の規定に基づき、区における次世代育成支援対策の推進に関し必要な事項について協議するため品川区次世代育成支援対策推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌し、区長に意見を述べるものとする。

- (1) 「品川区次世代育成支援対策地域行動計画」の策定に関すること。
- (2) 前号の計画に掲げる施策の目標の進捗状況に関すること。
- (3) その他次世代育成支援対策に関し、区長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、児童委員、事業主関係者その他区長が適当と認める者のうちから区長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 推進協議会に会長および副会長を置き、区長が指名する。

- 2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 推進協議会は、半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進協議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、企画部企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、推進協議会に諮り会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

2. 品川区次世代育成支援対策推進協議会名簿

氏名	選出区分	役職・所属等
河津 英彦	学識経験者	玉川大学教授
吉田 正幸	学識経験者	雑誌「遊育」発行人、保育学研究所代表
須山 多喜子	児童委員	品川区民生委員協議会主任児童委員
芦澤 美佐子	事業主関係者	三和テッキ（株）取締役相談役
小田嶋 安平	医療機関関係者	昭和大学小児科客員教授
有馬 成美	青少年委員	品川区青少年委員
新井 陽子	教育関係者	品川区立後地小学校長
中村 紀子	保育教育機関経営者	（株）ポピンスコーポレーション代表取締役
井嶋 陽一	関係行政機関	東京都品川児童相談所長
鈴木 晴恵	公募委員	自営業・主婦
大嶋 國枝	公募委員	品川区私立幼稚園母の会代表
天野 陽慈	公募委員	自営業・主婦 区立保育園保護者
駒崎 弘樹	公募委員	NPO法人代表
鶴浦 裕	公募委員	文京学院大学教授

3. 協議会審議経過

区分	開催日	検討事項
第1回	平成16年8月4日(水)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 区長挨拶 3. 委員委嘱 4. 委員紹介 5. 会長挨拶 6. 今後の協議会運営について 7. 協議会設置の趣旨説明について <ol style="list-style-type: none"> (1) 次世代育成支援対策推進法について (2) 行動計画策定指針について 8. 各委員からの質疑応答 9. 今後のスケジュールについて 10. その他(次回開催日程について) 11. 閉会
第2回	平成16年11月2日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委員紹介 3. 前回の発言要旨について 4. 行動計画のたたき台について <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務局から資料説明 (2) 事務局からたたき台の説明 (3) 意見・質疑応答 5. 今後スケジュールについて 6. その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 次回の開催日程について (2) 区内子育て施設の視察について (3) その他 7. 閉会
第3回	平成17年1月28日(金)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 前回の議事要旨について 3. 素案に対する区民から寄せられた意見について <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務局から資料説明 (2) 意見・質疑応答 4. 重点事業(子育て応援品川プラン)について <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務局から資料説明 (2) 意見・質疑応答 5. その他(次回の開催日程について) 6. 閉会
第4回	平成17年3月30日(水)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 前回の議事要旨について 3. 素案提示以降の変更箇所について <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務局から説明 (2) 意見・質疑応答 4. 平成17年度以降の進行管理方法について 5. その他(次回の開催月について) 6. 閉会

品川区次世代育成支援対策推進行動計画

平成 17 年 3 月発行

発行 品川区
編集 品川区企画部企画財政課
〒140-8715
東京都品川区広町 2-1-36
TEL : 03-5742-6607 (直通)



品川区